

予 算 審 査 特 別 委 員 会 記 録

＜歳入、総務部、産業・雇用振興部、農林部＞

開催日時 平成25年9月30日（月） 10:02～14:10

開催場所 第1委員会室

出席委員 9名

神田加津代 委員長

高柳 忠夫 副委員長

宮木 健一 委員

大國 正博 委員

宮本 次郎 委員

山村 幸徳 委員

安井 宏一 委員

中村 昭 委員

梶川 虔二 委員

欠席委員 なし

出席理事者 奥田 副知事

林 奈良県理事兼危機管理監

浪越 総務部長

中 産業・雇用振興部長

福谷 農林部長

ほか、関係職員

傍聴者 1名

議 事 9月定例県議会提出議案について

＜会議の経過＞

○神田委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。欠席はなし。

審査に入る前に、農林部長より発言を求められておりますのでお願いします。

○福谷農林部長 おはようございます。本日、新聞等で報道されておりました、委員の方にはもうご承知いただいていることかと思いますが、昨日、県農業総合センターの職員で41歳の主査が、窃盗容疑によりまして京都府警木津署に逮捕されました。現在、詳細を

確認しているところでありますが、県民の皆様のご信頼を失墜したことは、まことに我々としても遺憾であると思っております。当然のことながら、今後は信頼回復に向け、公務員としての自覚を持って行動するよう一層の綱紀粛正に努めていきたいと思っておりますが、まず、委員のみなさま方にはご心配をおかけいたしましたこと、まことに申しわけございませんでした。

以上、1点ご報告をさせていただきます。

○**神田委員長** 農林部長からの報告でございました。今後そういうことのないように、よろしくご指導いただきますようお願いいたします。

それでは、日程に従い、歳入、総務部、産業・雇用振興部、農林部の順に審査を行います。

これより質疑に入ります。その他の事項も含めて質疑等があればご発言願います。

なお、理事者の皆様には、委員の質疑に対して明確かつ簡潔に答弁をお願いします。

なお、委員の皆さんも、要領よく質問をしていただきますように、あわせてお願いをしておきたいと思っております。

それでは、中村委員からどうぞ。

○**中村委員** それでは、的確に質問をいたします。

1点目は、総務部に対してです。昨今、安倍内閣にかわりまして、東京オリンピック等々、公共事業の需要も増す傾向でございます。そういうことで、現下の奈良県内における土木系技術職員の数が非常に少ないのではないかと。紀伊半島大水害においても他府県から支援を得、あるいはまた各土木事務所から五條市、十津川村等々に支援に行っておりますけれども、平常の業務を含めて非常に職員が少ない。予算的に見ても職員数がどんどん減少している。このことについて、県の技術職員の確保の状態はどうか。また今後の公共事業の需要増大に対してどのような対策を講じられるのか。

2点目は、産業・雇用振興部についてであります。本県の女性の就業率は全国的に見ても非常に低い。結婚、出産を機に会社をやめる方が多くおります。そういうことで、在宅で就労ができれば女性の離職率が改善するということも期待されるわけですが。本県におきましてもさまざまな雇用対策が行われており、今年度も280ほどの事業が滞りなく進行しておるわけでございますけれども、そういう中で、在宅就業普及促進事業について、その在宅の就業者数の実態と目標をどのように置いているのか。

次に、今回、緊急雇用対策事業において、国庫返還金が計上されておりますけれども、ほ

とんどの雇用対策は返還していないので、今回の返還していない部分はどういう内容であるのかということでもあります。もう一つは、ひとり親家庭や障害者のための在宅事業に向けた訓練が取り上げられていますが、当然、訓練するのは結構でございます。しかしながら、女性の就業率と同様、後の受け皿がこれからの雇用の大きな問題だと思うのです。そこで、一体、訓練をして、その先は見えているのか、そういうことについて県はどのように考えておられるのか、これらのことについてお答えをお願いいたします。先ほども申し上げましたように、国庫返還金が9,125万3,000円になっておりますが、この内容についてもあわせてお答えをお願いいたします。

次に、3点目は、奈良県営競輪場の包括外部委託についてであります。平成26、27、28年度と、11億2,700万円程度の支出をされており、奈良県営競輪あり方検討委員会においても答申が出ていますが、包括外部委託で果たして県営競輪場の売り上げも含めて、採算が向上し、県に繰り入れができるのかどうか。確かに今までに315億円、県政に競輪は貢献してくれました。しかしながら、奈良県営競輪あり方検討委員会の答申で包括外部委託をして、果たしてどれほどの経費節減ができ、実際にこれからの県財政への繰り入れの見通しをどのように考えておられるのか、このことについてお答えをお願いいたします。

次に県営プール跡地の問題です。よく申し上げているのですけれども、ずばりこの県営プールを解体撤去をして5年がたつわけです。その間には市民になじまれたプールを大和郡山市に移すことで停止しており、プール愛好者に待っていただいていますけれども、結果論であります。いまだ跡地利用の見通しが立たないということで、第1点は、ホテル誘致についてを含めて、県営プール跡地及び奈良警察署の跡の土地利用計画がどうできているのかと。

それと、先般突然降って湧いたような、NHK奈良放送会館の移転を検討しているという話ですが、その理由は、NHK奈良放送会館が来ることによってにぎわいづくりになるということですが、県文化会館北側にありますNHK奈良放送局をいつも見ておりますけれども、にぎわいづくりにどれぐらい貢献しているのか。一般番組を見ても、余り貢献しているようには見えないのですが、この土地利用計画とNHK奈良放送会館の誘致はどうなっているのか。

最後は、知事が当初目指された、国際会議も開けるような高級ホテル誘致について、現状はどのようになっているのか。

次に、農林部に移ります。農林部におきましては、まず、6次産業化拠点施設をつくるということで、県農業総合センターも櫃原市から桜井市にお移しになり、食と農に関するさまざまな施設を建設され、最終的には外国人も含め、ここを国際的なところにしようという知事の強い強い意欲が感じられ、地元桜井市としても大いに期待しているわけです。

その中で、まず、この施設建設に関する入札、プロポーザルの公募が行われたのですが、これが不調に終わった。それで、今、第2回目の公告をかけているのですが、我々が期待を持って楽しみにしているこの工事が、設計のプロポーザルの入札不調によって、果たして当初計画されている工期で行われるのかどうか。

それともうひとつ、第1回目のプロポーザルでも1社しか手を挙げなかったということで、競争の公正さは果たして1社で保たれるのかどうか。その不調に終わった理由が、業者の見積価格と県が提示した予定価格とが非常に開いていたと聞いていますが、県全般の土木・農林の入札全般でも不調という事態が出てきているわけです。これは根本的に県の積算物価とか入札の方法を、もう一度改めるといふか、洗い直しをしなければいけない。特に、これからの需要が増大するであろう公共事業に対応するためには、やはり県が発注した工事は迅速に入札をして、県民の期待する施設の建設が望まれているわけで、そのことについてお答えをお願いします。

次に、県中央卸売市場のことです。販売量が右肩下がりであることは言うまでもないわけで、場内の事業者も非常に経営が苦しいと思います。実際にそうですね。県中央卸売市場が建設された当時の社会的な情勢、県民の卸売市場に対する期待感等はあったと思います。しかしながら、時代の流れとともにその状況は変わりつつある、消費者のニーズもです。そういうことで、そろそろ身の丈に合った県中央卸売市場の経営を考えるべき時期に来ているのではないかと。そういうことで、現実に県中央卸売市場の決算状況の中でも、人件費はどうなっているのか、このことに非常に関心がございます。だから、一般会計からの繰り入れの状況と人件費はどうなっているのかがポイントです。それと、場内の事業者は100社ぐらいあるわけですが、その経営実態は一体どうなっているのかということです。撤退する業者や新規に入る業者もいろいろあると思うのですが、その状態がどうなって、今後これをどのようにしていくのが大事だと思います。そのことについてお答えをお願いしたいと思います。

それと、次は、林業関係です。このことにつきましては、国の復興関連予算で造成された基金は非常に多いわけです。その中で、9月補正予算に計上されております国庫返還金

のうち、農林部所管で14億2,700万円という非常に多額なお金を国に返す事態になったわけです。この経緯、どうして14億2,700万円ものお金を、これも単年度ではなくて数年度にわたって基金を造成してやってきている事業だとわかっていますけれども、この原因は一体何かということと、特にここで聞きたいのは、平成26年度までこの事業をやっているわけですが、去年も3億円、おととしも3億円程度で、21億円ぐらいの基金造成があるわけです。当然、林業の振興、川上から川下へ、これは川下の内容ですけれども、今、非常に林業経営が苦しい中でも、国の負担が2分の1、国が出してくれるのだったら、懸案の設備投資をしようとか、機械化をしようとか、いろいろな林業に意欲のある方々が心待ちにして、実際に平成25年度で計画しておられた方、あるいは平成26年度で計画しておられた方の意欲をそいで、結局それがなくなってしまうことがもしあれば、やはり林業振興についてゆゆしき問題であると。そのことについて県はどのように考えておられるのかと。以上の点、多岐にわたりましたが、簡潔にお答えをお願いしたいと思います。以上です。

○中村人事課長 中村委員お述べのとおり、一昨年の紀伊半島大水害以降、特に土木系技術職員が少ない状態が続いているのが現状でございます。そこで、職員採用に際しましては、有為な人材を確保するため、県土マネジメント部におきまして各大学への求人活動を積極的に行うなど、本県への受験者の増加に努めているところでございます。その結果、今年度を実施されました職員採用1種試験の土木職につきましては、採用予定者数23人に対しまして、合格者21人を確保することができたところでございます。委員お述べのとおり、公共事業を推進するために、今後も土木系技術職員の確保に向けまして、県土マネジメント部と連携をしながら大学への求人活動を活発化して、測量、設計等の外部委託を含めまして、退職後の土木系技術職員の再雇用を積極的に進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○村上雇用労政課長 在宅就業普及促進事業についてでございます。この事業につきましては、ITを活用しまして、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方ができるようにテレワークを導入するように企業に働きかけるという事業でございます。実態についてお尋ねでございます。テレワークの導入企業の実態といたしましては、平成24年に総務省が行った調査では、回答のありました2,086企業のうち240社、率にしまして11.5%が導入しております。また、テレワークを利用する従業員の割合は、約6割の企業が5%未満と低い数字になっております。本県につきましては、これも同じように平成24

年に県内の1,500カ所の事業所を対象に、職場環境調査を行いました。回答のありました419事業所のうち14の事業所がテレワークの導入を行っているという回答でございました。テレワークを利用する従業員数については確認を行っておりません。

また、雇用労政課におきまして、調査対象とはなりませんでしたが、把握しております7事業所でテレワークを導入していることを確認しております。従業員の利用状況につきましては、227人のうち48人がテレワークを利用していると。率にしまして21.1%という内容になっております。この事業におきましては、1,000カ所の事業所を訪問してテレワークの普及啓発を行い、導入を目指す企業にコンサルティングを行うなど支援を行ってまいりたいと思っております。少なくとも20社にテレワークの導入が実現できるよう努めてまいりたいと思っております。

それからもう一つ、ひとり親の在宅就労の支援でございます。今度は企業向けではなくて従業員向けの研修であります。基礎訓練と応用訓練をしております。パソコンのワードとかエクセルの基本的な操作方法を訓練する基礎訓練3カ月と、実際に企業からの仕事をやりまして、OJTを含めました応用訓練を6カ月行うというメニューになっております。この訓練の修了者にはその後、企業からの受注のサービスを受けるという登録をいただきますと、テレワークを使った仕事を紹介する仕組みにしております。現在、76名が登録いただいているという内容になっております。

それから、もう一つ、緊急雇用対策事業の国庫返還金でございます。この国庫返還金につきましては、東日本大震災の影響による失業者の対応ということで事業が始まりました。新聞にも載りましたように、復興財源を活用した事業でございますので、被災者のために活用されていないという指摘が国会でなされたところでございます。それを受けまして、事業途中ではありますが、厚生労働大臣から返還の要請がされたところでございます。今回、返還金額を9,100万円ほど計上しております。内訳としましては、交付金の残額が3,000万円、それから現時点で不用額となる見込みのありますもの、入札残あるいは事業変更等によるもの約5,800万円、それから基金の運用益300万円、合計9,100万円を返還するものでございます。以上でございます。

○大月地域産業課長 県営競輪場に関するご質問にお答えさせていただきます。

中村委員お述べのとおり、奈良県営競輪あり方検討委員会において、存続に関するご議論をいただきまして、中間報告で、平成26年度から3年間、包括外部委託を導入することで累積赤字解消を目指すという方向性を示していただきました。これを受けまして、県

では包括外部委託の導入効果について検討を行い、民間ノウハウによる新規顧客獲得や、大きなコストダウンが期待でき、経営改善を図ることができると判断したことから、包括外部委託を導入することにし、それに伴う債務負担行為の補正予算を本議会に提出しているところでございます。

この検討の中で、再度県としてもシミュレーションを行い、平成26年度で年間1億円程度のコスト削減が見込まれると。そのように、シミュレーションをしていきますと、平成28年度で4,900万円程度の黒字が見込めるということで、その程度の繰り入れが可能になると現在は、見込んでいるところです。以上です。

○中尾知事公室審議官まちづくり推進局次長（地域デザイン推進課長事務取扱） 県営プール跡地プロジェクトにつきましてお答えをさせていただきます。

1点目、土地利用計画はどういう状況かということでございますが、今県営プール跡地と奈良警察署跡地を活用いたしまして、宿泊滞在型の拠点をつくっていく、魅力的でにぎわいのある奈良らしい空間としていくために、ホテル、NHK奈良放送会館のほかにコンベンションの機能、イベントの広場の機能、バス等の公共交通の結節機能、飲食、物品販売の機能など、どういった機能を確保していけばよいか。それからそういったものを整備、運営していくのに官民連携のスキームをどうすればいいかを検討しているところでございます。機能整備いたしましたら、今度ホテルは宿泊に特化していくのがいいのか、あるいはホテルの中にコンベンションの機能を設けるのがいいのかとか、あるいは会議室は多目的なものかホールのようなものかといった具体的に確保する機能の内容、それらの規模とか数量、施設の配置も考えてまいります。

それから、土地利用計画と並行して、施設の整備後にどう運営していくかといったソフト面のことも検討してまいろうと思っております。民間事業者のご意見を伺いつつ、参画意欲が高まるようなプロジェクトに全体の計画を仕立てていきたいと考えております。やはり民間事業者の参画の意向を得られるかがこの進捗には非常に大きな影響を及ぼすと思っております。そこは民間事業者のご意見をよく伺いながら、参画意欲が高まるような計画をつくってまいります。

それから、2点目、NHK奈良放送会館が、どうにぎわいづくりに結びつくのかということでございます。NHKの放送会館ということで申し上げますと、例えば神戸放送会館では、施設の1階部分をトアステーションとして、オープンスタジオでの公開放送だとか、ジャズの町にふさわしい定期的なジャズライブでありますとか、兵庫県民による音楽やダ

ンスのパフォーマンス発表などでにぎわいづくりをされておりますし、大阪放送会館は、大阪市歴史博物館との複合施設ということで、1階部分のプラザスタジオでの公開放送とか、最新の放送技術を体験できる展示、アトリウムでの公開番組、イベントなどを行っております。

昨日、一昨日も、奈良放送局で奈良わくわくステーションという、歌のお姉さんがいらっしやったり、NHK関係の展示をしてイベントをしておられました。割とにぎわっていましたが、ふだんも1階部分は一般開放をしているところでございますが、やはり奥まったところにある立地もいろいろ影響はしているかと思えます。今回県営プール跡地への移転検討に際しましては、そういう点、NHKの持たれているにぎわいづくりのポテンシャルを十分に引き出していけるように、例えば映像展示でありますとか、あるいはイベントといった部分で、にぎわいを確保していただけるように協議をしていけたらと思っております。

それから、ホテル誘致の状況でございますけれども、現在もホテルの事業はこの県営プール跡地のプロジェクトの重要な要素として、関心を示されている事業者さん中心に誘致活動を続けているところでございます。誘致の際にはもちろんVIPだけではなくて、外国人とか修学旅行生の方々をはじめ、多様な客層に対応するホテルということでも可能ということでやっておりますので、必ずしもVIPというような高級な人たちだけを対象にするものではなく誘致活動をしているところでございます。ただ、やはりフラッグシップとなるような、グレードの高いホテルであれば、それは非常に奈良県のためにもなると思っております。いずれにいたしましても、事業者のご意見を伺いながら、参画意欲が高まるような全体プロジェクトを計画してまいりたいと思っております。以上です。

○福谷農林部長 県農業大学校の6次産業化研修拠点施設の着実な整備についてのご質問でございます。この件につきましては、農林部内でプロジェクトチームを設置いたしまして、複数課とともに協議をしてきた経緯がありますので、私からまず答弁をさせていただきます。

農業大学校6次産業化研修拠点整備事業につきましては、設計施工一括発注の公募型プロポーザル方式で業者選定をすることとして7月に公告し、1つのJVから参加表明を受けました。しかしながら、中村委員お述べのように、結果として不調に終わりました。委員からはこういう例が最近、公共工事に多いのではないかというご質問でございますが、申しわけないですが、私からは今回の件に絞って答弁をさせていただきます。不調になっ

たことを踏まえて、複数の業者に聞き取りを実施いたしました。その理由として、数社から話があったのは、仕様書に示された基本計画のイメージ図どおりに設計をすると、事業費が上限額を超えるおそれがあるということが1点でございました。

それと、鉄筋コンクリートと木造の混構造では経費がかさむとともに、工期も足りない可能性があるという、大体2点の理由なりご指摘を受けましたので、改めて再公告に当たりましては、これらの意見を考慮をして、総事業費はそのままに、技術提案に当たっての基本条件を見直し、価格と工期を抑えられるよう工夫をしたと、我々は考えています。具体的には、施設のデザイン等については、基本計画のイメージはあくまで参考であることを理解をいただいた上で、必要な機能と面積を確保した平面構成での提案、つまり、自由に考えていただいて結構だということですが、それを可とし、また、施設の構造は、鉄筋コンクリートと木造の混構造、いわゆるハイブリッドと言われるまぜた構造としていましたが、今回の公告については木造、鉄筋コンクリート及びその混構造を可とすることとし、いろいろ考えていただいて、その中でご提案をいただければという形での仕様の内容を変更して、再公告を行ったところでございます。委員もいろいろ期待をいただいているとありがたいお言葉をいただいておりますが、我々も複数の企業体が応募されることを期待をしているところでございます。

最後に、その全体スケジュールは大丈夫かというお話でございました。当初どおり、平成27年4月の実践オーベルジュ棟のオープン、それから、平成28年4月の全体開校には十分間に合うと考えているところでございます。以上でございます。

以下の質問については担当次長なり課長からお答えをさせていただきます。

○嶋本農林部次長（市場担当） 県中央卸売市場の状況についてのお尋ねをいただきました。

当市場も、先ほど中村委員おっしゃいましたような状況でございます。こうした状況の中で、まず1つ目は、県中央卸売市場特別会計の決算の状況でございます。平成24年度で申しますと、歳入が6億1,500万円、歳出が6億700万円でありまして、毎年度黒字で運営ができています状況でございます。歳入の内訳といたしましては、市場使用料、それから電気、下水道使用料が5億8,700万円、率にしまして95.74%でございます。繰越金が1,700万円、一般会計からの繰入金は1,100万円、全体の1.8%という状況になっております。繰入金につきましては、県が行います取引の指導、監督に係ります経費とか、施設の建設にかかりました起債の償還の一部に充てるために、毎

年度数百万円から数千万円の間で推移をしている状況でございます。

歳出につきましては、光熱水費、それから施設の維持費等管理運営費といたしまして4億6,200万円、76.1%に上ります。職員給与費が1億4,500万円、23.9%でございます。現在、職員は嘱託職員4名、日々雇用職員4名を含めまして22名で運営をいたしております。これまで経費節減をするために、5年前と比べますと正規職員を嘱託職員に変更するなど、2,000万円程度の削減を行ってきたところでございます。

一方で、2つ目ですが、市場内事業者の経営状況につきましては、毎年度会計報告を求めまして、経営状況を分析し、改善の必要がある事業者に対しましては中小企業診断士など専門家を入れまして、財務状況調査を実施して、経営改善の指導を行っているところでございます。市場内には卸売業者4社と仲卸業者が53社、関連事業者が35社と、計92社入っております。それぞれの経営状況は、卸売業者につきましては、取扱高は減少傾向にはありますけれども、4社とも経常利益を計上して、おおむね堅調に推移をしていると思います。仲卸業者では、青果部、水産物部ともにほぼ半数が厳しい経営状況でございます。関連事業者についても同程度でございます。これは積極的に営業活動や工夫を行っている意欲を持っている事業者の方と、一方で高齢化、それから後継者難ということで余り積極的な展開ができない事業者の方との二極化が進んでいるのではないかと推測をしているところでございます。

次に、3つ目、入退居の状況ですけれども、関連事業者につきましては、平成21年度以降、漬物屋等約9社が撤退しております。一方で、運送業者など5社が新たに入居をしました。また、既に入居しておられる事業者が事業拡大を行ったという例もございます。市場の改革の一環といたしまして、全事業者に入居、退居に係ります判断基準といたしまして、先般入退居基準を通知したところでございます。今年度、現在までのところ、仲卸事業者につきましては、青果部、水産物部の各1社が廃業、撤退をいたしました。関連棟では、現在、新規入居が2社と、店舗の拡大2社、これについて具体的に今、審査が行われております。今後も県と事業者が一体となりまして、空き店舗数の減少に努めてまいりたいと思っております。

先ほど申し上げました入退居基準の中では、意欲のある事業者の入居を促進いたしまして、撤退に関しましては、1つは市場使用料を滞納した場合、それから2つ目は法令とか市場内のルールに違反をして、改善命令に従ってもらえない場合、それから3つ目は、一定の経営水準に達しないで、改善措置命令に従わない場合と、大きく3つを上げまして、

事業者の退居を促すことで、健全な市場運営を目指し、またこれまでの経営手法だけではなくて、実需者のニーズに応える積極的な事業展開に意欲を示してもらえる事業者につきましては、それぞれそれに応じた積極的な支援をしてまいることといたしております。

最後になりますが、この改革につきましては、平成27年度まで3カ年に集中して行おうとしておりまして、この結果で県中央卸売市場の取扱高でありますとか、事業者の経営状況が改善あるいは維持できているかどうか、そして、その時点で事業者数でありますとか、施設の状況、そういったものを見きわめまして、中村委員から身の丈に合ったという表現をしていただきましたけれども、将来の適正な卸売市場の規模でありますとか運営手法も含めまして、各方面のご意見を参考にして、幅広い議論、検討をすべきと考えているところでございます。以上でございます。

○岡野奈良の木ブランド課長 今回の9月補正予算に計上されております国庫返還金のうち、農林部が所管しているものが14億円余りと非常に多額に上っていることにつきまして、その経緯と返還後支障が出るので、その対応はというご質問をいただいております。

本県におきましては、国の森林整備加速化・林業再生事業費補助金を活用いたしまして、間伐材の整備とか、木材産業の振興という形でさまざまな事業を実施しているわけがございますけれども、その中に国が平成23年度の補正予算で措置いたしました復興関連予算を財源としたものも使っていたところでございます。復興関連予算につきましては、平成25年7月2日付で国から同予算を財源とするものについては被災地に直接関係するものに用途を限定した上で、執行済み並びに予算計上されたものを除き、返還せよという要請があったところです。この要請に従いまして、県では、実はこの平成23年度の2月補正予算で積み上げたわけがございますけれども、当初20億5,000万円という配分がございまして、そこからこれまで既に執行したものの、それから平成25年度の当初予算に計上しました分等を差し引いて14億2,700万円を今回、国に返還するというところで、補正予算をお願いをしております。

このように多額に上っておりますのは、この事業が平成24年度から平成26年度の3カ年で計画しているものでございまして、事業年度が1年間残っていること、また補助率が2分の1で、残り半分を事業者が自分で負担しなければいけないことで、当然資金の手当ですとか、事業計画を練る期間が必要で、事業期間の後半に偏っていることが主な原因かと思っております。

そこで、委員からもご指摘ございましたけれども、支障についてどう対応していくのか

という件で、今回、この額に上りますので、奈良県でも影響が生じる事業者が多数出ております。これらの事業者に対しましては、国からの要請がありまして、すぐにその要請の内容、また本県の対応方針、それと同補助制度を利用できなくなるということを説明を申し上げましたところ、多くの事業者より予定どおり執行できるように何とかしてほしいという要望も多数ございました。このため、事業者の事業計画に極力支障が生じることのないよう、国に対して本県の実情を詳しく説明して、国の補正予算の編成など早急なる対策を求めているところです。これに対しまして、国からは、今後とも全国的な木材の安定供給ができる条件整備については配慮をしていくという回答も得ているところでございまして、今後も引き続き要望活動を強めてまいりたいと考えております。以上です。

○中村委員 再質問で質問を終えたいと思いますが、的確にお答えをお願いします。

まず、技術系職員の問題です。今、お聞きして、大体は理解をいたしました。現実に土木事務所内における技術職員の配置一つにしても、新卒の方1名も、20年、30年のベテランの技術職員も、カウントは1人と人事課はやっているわけです。それでここには10名配置しています。しかし、現実に設計の工事管理なりいろいろなこと、それから基本設計からやっていくと、とてもこれからの需要には耐えられない。これは不思議に思うのです。景気が悪いとあって、企業も採用を絞ってきているわけです。

そんな中で、公が雇用対策を含めて、先導して雇用を確保していくことは、大事な政策です。そうしますと、これからのアベノミクス、これは長期政権になると思うのです。コンクリートから人への時代は終わったわけです。そしてオリンピック等々において、これから土木需要は必ずふえるのです。今でも非常におくれているわけです。すべからく、技術系職員を増員する。今の話では努力する、それは結構です。そこで、もう一つ、職員の定年延長の問題。それと、県がやっている嘱託職員の採用を技術系職員を動員して、急場をしのぐとか、そういうこともあるわけです。今でも嘱託職員はあっちこっちで使っているのではないですか。次長とか課長クラスは顧問として各部局に配置しています。やはり時代の流れとともに行政需要も変わってくるわけです。20年前、30年前の職員必要度、現在の職員と全体の流れの中で見たら、土木費が半減してきているわけです。これが、安倍内閣成立とともに、今後公共事業にも力を入れようという雰囲気が出てきているのですから、やはり県はそれに対応をする。今、申し上げたことも含めて、どう考えているのか、これが第1点です。

それと、2点目は雇用対策、もう余り申しません。雇用問題はさっきも言いましたよう

に、非正規職員と正規職員の小泉規制緩和のことから非常に重要になってきているわけですが、その中で、何でもかんでも政府の10分の10のメニューを全部が全部やるというのではなく、その時代の流れなり、時代のにおいを考えて、雇用対策に県も相乗りする部分と乗らない部分を取捨選択していく時代ではないかと思うのです。そうしますと、ここの雇用対策、1つだけ申し上げたいのは、国庫返還金です。280ぐらいの事業全部を国庫で、ほとんどやっているわけです。それで私の調べたところによりますと、4事業だけを市町村に任せた。ところが契約までして途中で解除したと聞いているのですけれど。そうしたら市町村にどんな説明をして、雇用対策の事業に乗りなさいと県は言っているのかということに不信を抱かざるを得ないわけです。当然、当初はこの雇用対策に市町村が乗ってきているわけでしょう。それがなぜ途中で破綻したのかということところがもしわかればご回答をお願いします。

3点目は、県営競輪場の問題です。今の説明でわかりました。わかりましたが、指定管理者制度とか、そういうのがあるわけです。それで、包括外部委託と指定管理者制度は違うのでしょうか。包括外部委託をすることによって、今の話では、最終的には黒字になるということですが、全国の公営ギャンブルを見ると、私が計算したら、競輪の比率は17%です。中央競馬、オートレース、地方競馬とある中、競輪の比率が減ってきているとともに、この競輪場の主たる財源は車券の売り上げです。国民の志向が変わってきて、車券の売り上げはG2、春日杯をやっても大して効果はないのです。車券の売り上げが将来どう伸びるか、これ第1点です。

それともう一つ、消費税の問題です。あす多分消費税増税が決定するでしょう。それなら消費税は車券の売り上げには上乘せされないわけです。ということは、消費税は事業者がかぶらなければならないわけです。そうするとこれは、大きな経営悪化の原因になります。それからまだまだ施設整備もやらないといけないわけです。今年度も支出しているわけです。あれやこれや見たら、奈良競輪あり方検討委員会で答申を受けたけれど、本当に実現可能かどうか、私から言ったら延命措置です。この期間に改善されなくて繰り入れがなかったときに果たしてどうするのか。ここで考えなければいけないのは、公共機関の普通財産の問題です。県はみずからの財産を県民の利に帰すように有効に活用すると。県営競輪場が設置された当時はそれでよかったわけです。それで非常に県財政に貢献している。しかし、奈良市西大寺のこの立地は、お寺があり、横には歩いてすぐに平城宮跡もあるのです。この土地は奈良に次いで西大寺というポテンシャルの高い土地です。この土地が、

競輪で今までは貢献したけれども、これからはそういう見通しが無い。その財産をしっかりと活用することが県の責務です。そうすると、答申された内容では、もう到底繰り入れは無理だと思うのです。そうしたら3年後、4年後に、県営競輪場の収支が改善しなかった場合には、ポテンシャルのあるこの地域を、奈良市民及び奈良県民のために有効に利活用することが県の責任だと思うのですが、このことについてお願いをします。

次に、6次産業化について、ありがとうございます。農林部長からも的確な答弁をいただきました。そこで、1点、仕様書の内容は変えないということですが、実際問題、技術提案の中で県が考えている内容と業者が責任を持って施工しなければいけない内容には、かなりの隔たりがあるのではないかと思うのです。だから、今の答弁でよしとするわけでございますけれども、現在、何社のプロポーザル業者が手を挙げているのかどうか。それと、1社で入札するのではなくて、競争入札というのは2社以上ということで、以前土木部で、たしか村本建設㈱だったですか、2社プロポーザルに手を挙げていて、その会社が倒産した。それで、プロポーザルの構成ができなくなったことで、やむなく1社でその会社に落札したということがございました、もう10年ほど前です。そういうことを考えますと、やはり2社、3社が応募してこない背景は一体何なのか。例えば民間業者の技術者不足とか、工事をかけ持ちでやっているとか、いろいろなことがあると思うのですけれども、この提案、条件の内容は、もう少し現実にあったことも考えていくべきかと思うのですけれども、所見があればお願いします。

県中央卸売市場のこともよくわかりました。しかし、実際は、民間企業で経営が苦しくなったら倒産とか、いろいろな場合があるわけです。県が責任を持ってする事業については非常に手厚い。きょうは申しませんが、食肉センターや食肉公社と一緒に。だから、今の話を聞いていたら、96社入っている業者の半数は経営状態が悪い。それはもう県中央卸売市場で店を構えても、現在の経済情勢ではやっていけないということです。だからそこを考えると、先ほど申し上げた身の丈に合った経営。例えば場内の今の業者を半数にして、そして家賃の払えない業者はもう即刻出ていってもらった方がいいのです。それが自由経済の鉄則です。そういうことを考えて、機能を、例えば土地を半分にする、そうしないと、いつまでたっても補修とか設備改善とかやっていって、今の都市間競争にも負けている。大阪市東部中央卸売市場とか、大きな市場に奈良県の中央卸売市場はもう完全に負けているのです。先行きのない事業実態は県中央卸売市場にあらわれていると思うのです。だから、これも嶋本農林部次長の説明をよしとしますが、もうそろそろ見切りも含

めてプロセスをお考えになる時期ではないかと思いますが、使用料の滞納とかルール違反とか、経営不振を退居理由に上げておられますけれど、これはもう即刻実行して、精査をしていくべきと思いますが、再度ご答弁をお願いいたします。

それと、最後に、林業再生事業費補助金は平成23年度からやっているわけです。それで、林業を再生しようと思って、個々の事業者は非常に苦勞して、政府の対策に乗れる意欲ある企業はやっているわけです。平成25年7月に政府が国庫返還金と言わなかったら、平成25年、26年も、それでしょうと思った人は、いっぱいいたわけです。それが打ち切りで返しなさいと。そうしたらその事業者は一体どうなるのですか。それも含めて、1つだけ聞きたいのは、この事業が打ち切りになった場合、本来なら奈良県の木材関係者が14億円というお金を使えたわけです。2分の1の補助ですから、28億円の設備購入資金とかが奈良県で創設されていたわけです。これが国の政策によって打ち切られた場合に、奈良県はこれから林業振興のために、平成23年度からやってきたこの林業再生の事業をどのように続けていくのか。県単事業で持ちなさいとまでは言いません。しかしながら、少なくとも県としてはこの事業に乗った、政府の林業再生事業補助金のメニューに乗った責任上、リードしてやっているのですから、今後もし廃止になった場合も含めて、もう一度見直し等についてお答えを願います。以上です。

ホテルの話ですが、一番不信感を持っているのは、県営プール跡地に、中以上のホテル、国際会議もできるグレードの高いホテルを呼び込んで、そこでのぎわいづくりをして、奈良県の活性化を図ると、これが知事の当初の意見だったと思うのです。それが、今の説明を聞いていたら、いつの間にか、ホテルもこの土地利用計画の一部であって、NHK奈良放送会館でにぎわいづくりをしようやないかと。これは本末転倒しているのではないのですか。グレードの高いホテルを誘致するという今の考えなのか、これから東京オリンピックも含めて、奈良県は外国人観光客を誘致しようとしている。それから宿泊客を伸ばそうということについて、例えばホテルを建設してやっていくのも一つの手法です。

だから聞きたいのは、5年間できなかったけれど、これからもグレードの高いホテルをここに誘致すると、その誘致活動を現在もあなた方がやっておられるのかどうか。私から言わせれば、まちのにぎわいをつくろうと思えば、例えばディズニーランドや阿倍野ハルカスや新大阪の駅ビルとか、これは大阪府とか人口の多いところで、奈良県には向きません。NHK放送会館で、まちのにぎわいができるのですか、視聴者番組をやって人が1日どれぐらい来るのですか。今のNHK奈良放送局がそうではないですか。なぜここへNH

K放送会館が、今ぼんと飛び出してきたのか、不思議でしかたないのです。そうしたらまちづくりを、このゾーンで、この図面で、5年もたって、まだこれから関係者に相談して、県営プール跡地利用をしますという、こんな本末転倒な話は行政の怠慢のそしりを免れませんよ。

○中村人事課長 県土マネジメント部の業務多繁であるという話でございます。退職した土木技術職員の再雇用の件でございます。現在、退職時に係長以下の職員のうち、希望者につきましては、退職後は再雇用嘱託として任用している状況でございます。新規採用職員の確保が困難であるという現状もございまして、今後は管理職も含めた職員につきまして、退職後の再任用について積極的に検討をしてみたいと考えております。以上でございます。

○村上雇用労政課長 緊急雇用対策事業の返還金に係りまして、どうして途中で中止になったのかというご質問でございます。委員お述べの4事業、全て市町村事業でありまして、これにつきましては、雇用者が確保できなかったということで、途中で中止になっております。やむを得ないと思っております。以上です。

○大月地域産業課長 競輪に関してですけれども、委員ご指摘のとおり、車券の売り上げは最近はやけどまっているというものの、県内では、奈良県営競輪の車券売り上げがピーク時の3分の1という状況になっております。消費税についても、委員ご指摘のとおり、車券に転嫁するというわけにはいきませんので、競輪場の負担になるということになります。そういう中でも、何とかコストをカットして黒字を出していける体質をつくろうと、今回、包括外部委託を導入させていただいて、何とか3年後には黒字にできる見込みが立ったという状況でございます。

ただ、この3年も当面の存続期間ということでございますので、包括委託導入後も経営状況を検証していくことにしております。このことと並行して、委員ご指摘のとおり、奈良市西大寺という、ポテンシャルの高い地域に位置する県の財産でございますので、その有効活用という観点から、県営競輪場を存続させるのが最良の選択かどうかあわせて検討していきたいと考えてございまして、このことは知事が6月の議会でお答えさせていただいたとおりですけれども、具体的には西大寺周辺のまちづくりなども十分配慮をしながら、新たな有効活用の実現可能性や経済効果と十分比較検討の上、また奈良県営競輪場あり方検討委員会で議論いただいて、奈良県営競輪の中長期的なあり方について一定の方向を見出していきたいと考えております。

○中尾知事公室審議官まちづくり推進局次長（地域デザイン推進課長事務取扱） 県営プール跡地のプロジェクトでございますけれども、グレードの高いホテル誘致を続けております。ホテルはこのプロジェクトの重要な部分、中核になる部分だと思っております。ホテルだけで全部の敷地を使うわけではございませんので、その周辺の施設が相乗効果を持って、その地のにぎわいを、奈良県全体のにぎわいをつくっていただければと考えております。そういった意味で、NHK放送会館につきましても、先ほど他府県の事例もご紹介させていただきましたけれども、にぎわいの内容に、県とともに貢献をしていただけるのではないかと考えて、今、全体プロジェクトの内容を計画しているところでございます。以上です。

○神田委員長 質問の特に力を入れておられたのは、引き続きグレードの高いホテルを誘致していくのかどうかというところ。

○中尾知事公室審議官まちづくり推進局次長（地域デザイン推進課長事務取扱） 現在もグレードの高いホテルの誘致をやっておりますけれども、それは続けてまいりたいと思っております。ただ、そのグレードの高いホテルはVIPとかそういう宿泊客だけに限定するようなものではなく、奈良県に来られる幅広いお客さんに対応できるようなホテルでもいいと話をしておりますので、これは民間の事業者のご意見をよく聞きながら、全体の計画の中で検討を続けてまいりたいと思っております。以上です。

○福谷農林部長 まず、6次産業化の関係でございますが、実際問題として、内容にかなり隔たりがあるから1社しかなかったのではないかと。現在の状況がどうなのかというお話でございます。

1点、何社が手を挙げているかはまだ公告の締め切りが参っておりませんので、我々としては数社手を挙げていただくことを期待をしているということで、答弁にかえたいと思っております。それから、1回目は現実には1社しかなかった、再公告をするに当たって数社の事業者の内容等、聞き取りを実施し、それらも踏まえて再公告をしているということで、数社の手が挙げればと期待しているということでご理解をお願いしたいと思います。

それと2点目、県中央卸売市場の関係でございます。委員お述べのように、非常に厳しい状況になっているのは十分我々も理解をしております。ただ、平成27年までの3カ年を改革の周知期間とし、平成25年度、今年度から始めているということで、今後引き続いてその適正な県中央卸売市場の規模とかその辺のところを見きわめていきたいと考えておりますので、ただ、現実的には推計ですが、現在の県中央卸売市場、県内需要の約半分

に相当する量は取り扱っていると。加えて、県内生産物の約3割を集荷をしているということも含めて、確かに非常に厳しい状況ではありますが、改革に向かって事業者とともに対応していきたいと考えておりますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

3点目でございます。いわゆる緑の産業再生プロジェクトの返還金の件ですけれども、県にも責任があるのではないかと。奈良の木ブランド課長から、国に対して本県の実情を詳しく説明しという答弁をさせていただきました。その具体的な内容は、例えば施設であるとある程度の予約をしている。もしくは建物であると、用地の手当てをしている、もしくはそういう発注にしても、発注したら補助対象になりませんが、そういう手続を踏まえてやっているという意味で、非常に手続的に前に進んでいる状況の中で補助金を返還されるということは、我々県としても非常に苦しい立場にあることを踏まえて、改めて要望しているということでございますので、答えとしては変わりませんが、引き続いてそういうことを十分踏み締めながら要望活動していかざるを得ないと考えておりますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。以上でございます。

○中村委員 質問を終わります。長時間にわたりました。

○安井委員 簡潔に言いたいと思います。

職員の研修についてお伺いします。昨今、県庁としてのスリム化といいますか、職員を削減していくと、そういうことで、職員はすぐれた職員ではあるけれど、やはりそれぞれ今までの状況からして、定数削減により職員に負荷される荷重は一応ふえてくると思います。そういう中で、職員の研修をしていくことは、それだけのマニュアル、あるいはスキルアップしていくという意味で、非常に研修の効果あるいは意義は高いと思います。そういう意味では、新人研修は、もちろんこれはすぐ実践的に、仕事のマニュアルとかいったものを社会人としての取組み方とか、さまざまな面で必要かと思えますし、また今実施されている係長級とか、その時期においた研修をされていますけれど、そういった職員のスキルアップのため、非常に効果的な職員の研修のあり方、これについてどのようにお考えになっているかということをお聞かせください。

それから、農林部ですが、首都圏での大和野菜の展開についてということをお聞きしましたが、再質問する時間がなくなってしまっていたので、そのことを質問させていただきます。大和野菜を首都圏に展開するということは、知事も非常に肝いりの事業でありますし、また奈良県の農業に従事する方々も、そのことによって奈良県の農業を全国に知らしめていくという意味では、他府県に劣らないいいものを出荷されている

と思うのです。やはり価格の面でも、安定的なものでなくてはならないと思います。購買意欲を高めるためには、高品質であること、あるいは野菜の場合は特に新鮮さが維持されることなど、購買する側の立場からすれば、そういう野菜を提供していくということに尽きるとは思うのです。そういう意味で、安定的な価格を維持できるのかどうか。特に促成栽培で収穫時期をずらして品質を高めていくことになれば、専業農家にとっても非常にやりがいのある、あるいは自分の生活を高めるためにはそれが必要であるかと思うのですが、そういう価格の安定化はどうか。

また、もう一つは、知事の答弁の中にもありましたけれど、スーパーとか市場では、たくさん持ってきてくれたらいいのではないかと問われたということで、やはりこちらから持ってきてくれと、販売できるのではないかとということに対して、1年を通じて安定的に出荷量を供給できるのかと。週に何回かということをおっしゃっていましたが、やはり恒常的に出荷していく。そしてまた出荷量も安定していくことになれば、生産者側にもそれだけのノルマがかかってくると思うのですけれど、そういった出荷量について安定的に供給できる体制をとれているのかどうか、その点をお聞かせください。

○中村人事課長 安井委員からは、県の職員に対してどのような研修を行っているのか、また、どういう考えで行っているのかというご質問だったかと思います。職員の資質向上のために研修を行っているわけですが、まず、1つは職員基本研修、能力開発研修などの自治研修所における研修が1つございます。2つ目といたしましては、職場における研修がございます。3つ目は政策研究大学院大学等への派遣研修、そういったものがございまして、そのような研修を中心に実施しているわけですが、研修内容、あるいはまたその技法にも工夫を凝らして進めているところでございます。

具体的に申し上げますと、研修所で実施します職員基本研修につきましては、委員お述べのとおり、新規採用から始まるのですが、新規採用から3年間を早期戦力アッププログラムと位置づけまして、集中的に研修を実施するとともに、採用8年目の中堅の職員研修をしております。また、管理監督者につきましては、係長級、課長補佐級、課長級研修をそれぞれのその昇任時に実施しているところでございます。能力開発研修につきましては、職員の担当業務や意欲、適性に応じまして、伸ばしたい能力、補強したい能力を開発するために、公募選択制により実施しているところでございます。研修の実施に当たりましては、単なる知識を植えつけるだけではなくて、職員の議論する力、考える力の養成に加えまして、コンプライアンス、いわゆる法令遵守の徹底、社会人としての基本マナ

一の習得、あるいはまた円滑な業務遂行のためのコミュニケーション力の強化を図っているところでございます。

また、職員としての基礎的能力の向上を図るために、公務員として必要な日常業務の会計、契約事務に加えまして、政策形成を進める上で重要となる統計リテラシーの向上を中心としたカリキュラムの充実を図るための検討も、現在進めているところでございます。以上でございます。

○植田農林部次長（企画管理室長事務取扱） 野菜等の首都圏への展開についてのお尋ねでございました。ご承知のように、東京市場は全国の建て値市場となっております。特に大田市場が全国の建て値のトップを切っておりまして、そこで決まった価格が全国に流れるという構造になっております。知事が常々申しておりますけれども、生産量は少なくとも、高品質なものを計画的に供給するのがブランド化につながり、ブランド化が進むにつれて価格も安定すると考えておるところでございます。

一方、量につきましても、生産量は少なくとも計画的に出荷することが非常に首都圏から求められております。1つの品物だけではなく、例えば柿でありますと6月のハウス柿から2月の貯蔵柿まで出荷することができます。それに合わせて大和野菜であったり、ナスであったりということを、奈良県産農産物としてスーパーの一定コーナーに供給するように安定供給を計画的に進めてブランド化を推進してまいりたいと考えているところでございます。

○安井委員 職員研修についてですけれど、今の答弁の中にありましたように、職員のスキルをアップしていくという意味では、職員研修を通じて平素から自分の職場、持ち場で、そういう職員同士の温かい会話の中ででも職員たちは育っていくと思いますし、また、チームワークもそこで生まれてくるのではないかと思います。そういうものを職員研修を通じてされると同時に、高い次元の、派遣研修もそうですけれど、県民のニーズは確かに多様化してきていますし、そういったものを職員がいち早く吸収して県民の期待に応えていくという面では、研修のやり方によって、その職員の能力を引き出せるのではないかと思います。その職員の能力を引き出すために、前も述べましたが、職員からの意見の聞き方、職員がいろいろ提案してくる、そしてまた、それを機能的に、仕事を行うかということになれば、職員たちの意欲を發揮させるために、職員のさまざまな職場に対する考え方、あるいはもっと広く言えば奈良県のあり方について、提案してもらい、上からのトップダウンではなしに、どういう考えを持っているのか職員から聞いてやるべきときも必要かと思

うのです。いい意見があれば、十分生かしていく機会をつくってやってほしいと思います。何年か前からそういう制度をつくられて実施してきたということですが、その活動実績があれば教えていただきたいと思います。

農林部は高品質ということで、奈良県の農産物が全国に展開できる意味では非常にいい機会ですし、また、トップセールスしていくこと自身が奈良県民を代表して行かれるわけですから、非常に信頼性が高まってくるので、知事に一生懸命頑張ってもらいたい。またいい結果を生むために安定的な供給、計画的とおっしゃられましたけれども、そういう意味では、ブランド化とともに安定して供給できるのかという、供給体制を県も応援してやってほしいと思います。それは技術的には非常に難しい面もあろうかと思いますが、やはり露地ものだけではなくて、年中出荷できるという体制をぜひともとってもらいたいとお願いしておきます。

○青山政策推進課長 安井委員から職員の政策提案の実績があればというお問い合わせでございます。

平成23年から若手職員の政策提案支援事業を実施させていただいております。今までの実績でございますけれども、平成23年には2つの提案がございまして、平成24年度に予算化、事業化をしております。夜間横断歩道の交通事故防止対策事業ということで、夜間照明などを設置するという事業でございます。それから、平成24年には5つのグループの提案がございまして、3つの事業を予算化させていただいております。電気自動車活用推進事業など、3提案を事業化したところでございます。以上でございます。

○安井委員 職員からの意見で、非常に貴重なものもあると思うのです。別に高度なものでなくても、やはりそういうことを話し合うという職場の雰囲気というか環境というものをふだんからつくっていく、管理者からいけば職場の雰囲気を高めていただくよう調整してもらって、ピックアップされたものもいいことはもちろんですが、ピックアップされなくても、常に切磋琢磨する姿勢を貫く意味で、そういう一つの見本になったと思います。ぜひともそういう職場であってほしいと願っている次第でございます。職員研修を、そしてまたその職員の方々からの提案がどんどん生み出せるような職場になるようぜひとも邁進してほしいと申し上げまして、質問を終わります。

○大国委員 端的に3点お尋ねしたいと思います。

今回の補正予算概要等も含めて見させていただきました。一般会計補正予算案ということで、26億1,936万7,000円を計上されております。1点目は、「平成25年

9月定例県議会提出予算案の概要」の6ページ、先ほど中村委員も少しお触れになりましたけれども、緊急雇用創出事業の減額されている金額、5,738万5,000円が、こちらの「平成25年度一般会計特別会計補正予算に関する説明書」の記載はどうなっているのかを、少し説明をお願いしたいと思います。

2点目は、先ほどからお話がございますように、国の復興関連予算の返還についてでございます。今回、国の復興関連予算で各都道府県に交付されて、それを財源に造成された基金の不用残額を国へ返還することで、予算案が提案をされております。今まで県は国の要領等に基づいて執行されてきたということでございます。返還することによって影響が出る事業もあるようでございますが、平成25年7月2日の復興推進会議に基づきまして、各省庁から返還の通知があったという背景であろうかと思いますが、国からの返還要求に対応する予算案であったと思います。そこで、本県において国の復興関連予算が交付されて造成された基金の全体像、全体的に基金で積んでいらっしゃる中で、復興予算と言われているお金がどれだけ入っているのかを明らかにお願いしたいと思います。どのような基金にそれぞれ幾ら造成し、幾ら執行されたのか。それぞれの基金の使途と合わせてお尋ねをしたいと思います。

3点目でございますが、本会議でも防災についても少し触れて、質問させていただきました。台風18号で今なお道路等、大変な状況なところもあるようでございます。いろいろ聞いてみますと、土砂が寄せてきて、どろどろになったけれども、命が助かったという体験も聞かせていただいているところでございます。一方では、奈良市内でも大変な雨が降りました。具体的に申し上げますと、県立奈良高校におきまして、グラウンドで一旦ためられた水のオーバーフローしたものが住宅地に流れていったということです。床下、床上浸水等の被害はなかったわけでございますが、側溝に流れる水の量はもう大変な量だったようでございます。それで、住民が緊急に市町村の防災担当者、あるいは学校担当者に連絡しようとしたが、連絡がとれないという事態がございました。一応避難所とされているようでございますけれども、そういったことがこれからも想定されますけれども、初期の対応について、今どのようになっているのか。また、避難所の設置、運営を行う市町村の初期対応や、県との連絡体制はどうなっているのかについて、役割分担も含めて、お尋ねをしたいと思います。お願いします。

○村上雇用労政課長 緊急雇用創出事業の返還金でございます。「平成25年9月定例県議会提出予算案の概要」の6ページ、緊急雇用創出事業、マイナス5,738万5,000

0円、この金額は、書いてありますとおり、県実施分と市町村実施分の合計額でございます。それが市町村としての補助金、県でしたら実施事業分ということで、この「平成25年度一般会計特別会計補正予算に関する説明書」で見ますと、9ページ第7款の雇用政策費、目、労政総務費の19節で負担金補助及び交付金、減額で5,738万1,000円、これが市町村に係る減額分でございます。10ページ3、雇用促進費の委託料の説明のところに、3若年者県内雇用促進費、マイナス4,000円、これが県の雇用創出事業分で余った分です。この4,000円と9ページの5,738万1,000円、足しまして、5,738万5,000円と、この「平成25年9月定例県議会提出予算案の概要」には県分と市町村分と合わせた金額を計上しています。以上です。

○西川財政課長 大国委員からご質問のありました復興関連予算で積み立てた基金の全体像につきまして、私からお答えを申し上げます。

本県では、国の復興関連予算で交付されて基金に積み立てたものは、全部で5つございます。以下、それぞれの基金について申し上げます。まず、1つ目が自殺対策緊急強化基金でございます。今回、補正予算で返還をお願いしている分でございますが、用途につきましては、東日本大震災の影響が全国に広がっておりますことから、組織体制の整備や人材養成など、地域における自殺対策力を強化する取り組みが対象となっております。国から交付を受けまして基金に積み立てました額が8,230万1,000円、執行済み、それから予算計上するなど執行済みと認められる金額、この合計額が8,186万6,000円となっております。残額が国への返還対象ということでございます。

それから2つ目は、これは先ほどご質問でもございましたが、緊急雇用創出事業臨時特例基金でございます。この基金につきましては2つの事業がございまして、1つ目が震災等緊急雇用対応事業でございます。用途としましては、東日本大震災等の影響による失業者の次の雇用までの短期の雇用、就業を目的としまして、さまざまな事業ができることになっておりました。積み立てました額が21億2,000万円、これに対しまして、執行済み及び執行済みと認められる額の合計が20億3,261万7,000円でございます。残額が国への返還額ということになります。

それから、緊急雇用創出事業臨時特例基金のもう一つの事業がございまして、住まい対策として国から交付を受けております。この用途は、東日本大震災により被災した世帯でありますとか、低所得者世帯などに対する生活福祉資金の貸付制度を実施するための体制整備でございまして、相談あるいは貸し付けの件数の多い市町村の社会福祉協議会、生活

福祉資金は市町村の社会福祉協議会で実施しておりますので、その協議会の相談員設置費用に対する補助などが対象となっております。交付を受けて積み立てた額が1億1,171万8,000円、執行済み及び執行済みと認められる額の合計は、その全額でございます。なお、この住まい対策分につきましては、返還要請の対象事業として、本県は該当がないので、返還要請も受けていないところでございます。

それから、基金の3つ目が、森林整備加速化・林業再生基金、いわゆる緑プロと言われるものでございます。用途につきましては、先ほど奈良の木ブランド課長も若干触れておりましたが、東日本大震災からの復旧、復興に必要な木材の全国規模での安定供給を目的とし、間伐でありますとか路網整備、それから木材加工施設の整備などに対する補助を対象事業としております。積み立てた額20億5,000万円、執行済み及び執行済みと認められる額の合計が6億2,634万7,000円でございます。残額が国への返還対象ということになっております。

それから、基金の4つ目が、医療施設耐震化促進基金でございます。用途は大規模地震等の災害時に重要な役割を果たします災害拠点病院等の医療施設の耐震整備でございまして、本県では新県立奈良病院の整備を対象としております。交付を受けて積み立てた額が11億9,163万円でございます。その全額が一応執行済みと認められる額ということになっております。したがって、返還対象はございません。

それから5つ目、最後の基金でございますが、高等学校等就学等支援基金でございます。この用途は、東日本大震災により経済的理由から就学等が困難となった世帯の幼児、児童生徒に対する緊急的な就学支援等を目的としておりまして、幼児の保育料でありますとか入園料、児童生徒の学用品費、学校給食費などを補助するものでございます。この基金は被災者に対する事業に限定されておりますので、そもそも国への返還要請の対象とはなっておりません。交付を受けて積み立てた額は1,303万2,000円、それから執行済み及び執行済みと認められる額は25年度の当初予算に計上した額の合計でございますが、637万7,000円でございます。以上でございます。

○中澤防災統括室長 防災に関してのご質問でございます。初動体制とのことでしたが、県では台風接近に伴いまして、気象警報、大雨警報、洪水警報が出ておりましたので、2号警戒配備ということで、全庁的に各部局連絡員、あるいは危機管理部局としましても、統制室に9名の職員が詰めておりました。逐次市町村からの被害の状況などの報告を受けているという状況でございます。委員お述べの県立奈良高校の件ですけれども、

県立奈良高校につきまして、2次避難所ではございますが、奈良市の避難所という形で、指定をされております。避難所開設の場合は当然、市から施設管理者へ協力要請の連絡が入ることになっております。ただ、このたびの事例につきましては、市と施設管理者の連携、連絡が十分にとれていなかったところに原因があるのではないかと想定をしております。状況を詳しく確認をいたしまして、県立高校ですので、県教育委員会あるいは奈良市の防災担当に今後連絡が円滑に進むように働きかけを行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○大国委員 ありがとうございます。

今の防災の件につきましては、また同じ質問を教育委員会にもしたいと思っております。これまで本会議でも取り上げてまいりましたけれども、災害時の避難所になる学校施設の総点検を一度、公明党でさせていただきます。その折にも、緊急時、何のマニュアルもないところがほとんどでございました。いざというときに、例えば夜中に災害が起こったときに、どうやって学校の鍵をあけるのか、住民を誘導するのか、それすらほとんど市町村が主体ということで、県はノータッチ的なイメージを持っているのですけれども、それでは今回の台風のように、被害はなかったですけれども、非常に住民の方が混乱されることがわかりましたので、できましたら奈良市だけではなくて、各市町村とよく連携をとっていただいて、初期対応をどうするのかについては早急に検討をお願いしたいと思います。

村上雇用労政課長、了解をいたしました。理解をさせていただき、ありがとうございます。

それから、復興予算の問題でございますけれども、復興予算なので、やはり被災地の復興を加速させる意味からも、これまで流用という意味で、さまざまなこれは違うだろうという使い方が報道で問題になったこともございますけれども、県は国の要領に基づいて執行されているということでございます。しかしながら、やはり中身を一つ一つ精査すると、東日本大震災で被災をされた方々、今なお帰りたいけれども、自宅に帰れない方々からすると、それは理解を得ることは非常に難しいのではないかと、一部私も感じている次第でございます。

去年、公明党といたしましても、当時の藤村官房長官に対して、こういった使い方をしてはだめだという、緊急の申し入れもさせていただいたところでございます。今、事業に影響がある分につきましては、別途、国に対して引き続き強く申し入れをしていただきたいと思いますし、何よりも私たちの願いは、避難をされている方を含めて、被災者の方が

一日でも早くもとの生活を取り戻すということが、非常に重要かと思っておりますので、そこは奈良県としても知恵を使っただいて、ぜひとも引き続き影響が出ないようにご努力をお願いしたいと思います。以上でございます。

○梶川委員 それではできるだけ簡単に質問したいと思います。

まず1点は、提案された予算案について1つだけ、私は観光振興対策特別委員長という肩書をもっていますので、そういう立場から、「平成25年9月定例県議会提出予算案の概要」2ページの、奈良公園観光地域活性化基金積立金が1,000万円の予算計上されています。これは収入から見ますと、指定寄附金等を含めて、大体1,000万円ぐらいの寄附があるという実績がそれなりにあるのかどうか、この辺の説明をしてほしいと思います。

それから、この基金を充てる対象事業として、伝統的な行事または観光振興に寄与する事業、文化財の修復、歴史的建造物の再建となっていますが、ここらを例を挙げて説明をしていただきたいと思っております。

それで、あとはその他に入りたいのですが、今、安倍内閣はアベノミクスでそれなりに騒がれているわけですが、しかし、労働特区というところで見ますと、けさの新聞にも出ていたのですが、従業員を解雇しやすくしたり、労働時間の規制をなくしたりということ、働くものの立場からすると、派遣労働法なども含めて、大変厳しい政策を安倍首相は考えている。若い夫婦などを見ると、今子育て支援といっているけれども、将来子どもたちがどんな社会で育っていくのだろう、成人していくのだろうというのを考えると、子どもを産むのが怖いという意見もある実態ですから、そこらを知事はどう考えていらっしゃるのだろうかと思っています。

きのうちょうど、県の主催で奈良県人権部落解放研究集会がありまして、そこで講演をなさった方が、これはインディペンデント紙記者、上智大学の講師で、デイヴィッド・マクニールさんが講演をなさったのです。この方は大胆に安倍政権、安倍首相を批判してですね……。

○神田委員長 梶川委員、済みません。途中ですけれど、先ほどの奈良公園は午後からの分です。

○梶川委員 そうですか。はい。

それでそういうことで講演をなさいました。その講演は、安倍首相については、国民に議論をさせない、しないまま、自分で決めている、これは非常に問題であると大胆に安倍

首相の批判をしておりました。

そこで、きょう一つ聞きたいのは、今朝の新聞を読ませてもらいます。「特区は安倍政権が掲げる成長戦略の柱の一つ。企業に不便な規制を緩め、設けやすく、環境を整える。」ここから、「政府は5月、国家戦略特区ワーキンググループをつくり、自治体や企業にも提案を募って雇用、医療、農業、教育などの特区を検討していきたい」という記事が書かれているのですが、奈良県も、こういう意見を国に言われたのか。言われたのであれば、それを議会に紹介してほしいと思っているのです。これが第1点目。

それから、もう一つは、防災に関して先ほど質問がありましたが、8月8日に気象庁から緊急地震速報が出ました。これは出てから取り消すまで、一応時間は9分ぐらいあったわけですが、危機管理に当たる部署で、第一報を受けて何か動いた市町村はあるのか、どこもないのか。例えば救急車が走ってくるとすぐ左によける習性が大体皆ついていると思うのですが、国民はあの警報を見て、車をぱっと幅寄せしてとまったというのは余り見なかった、私も車で走っておりましたが、見ませんでした。そんなことで、この一報が入った場合に防災行政無線などは連動して警報が出るようですが、そういうことがあった市町村があるのかないか聞かせてほしいと思います。それと、何か反省すべきこと、参考にするべきことが今度の警報であったのかないか聞きたいと思います。

それから、先ほど大国委員からも質問がありましたが、今の奈良県の避難所のことは、これは過去に私も言ったし、奥山議員も言われたのが耳に残ったのですが、地震には結構役に立つけれども、洪水・大雨にはまだ役に立たないところがある。かえって大雨の遊水地のようなところへ避難をしていったりするところがあったわけですが、これらはきちんと見直しが進んでいるのかどうか、聞きたいと思います。

それから、もう一つは、これは農林部ですが、8月9日に朝日新聞の朝刊で、「第二の人生、森によろこそ、高槻シニアに林業講習」という記事が載っておりました。これはサラリーマン退職後、山林や林業について勉強してもらって間伐や枝打ちをしてもらうという記事でした。奈良県では70年という歴史を持つ山林労働組合が数年前に解散をして、山を守りに行く人がなくなったという実態もあるわけですが、その一方で森林環境税もいただいていますから、それを絶えず立派に粋に使う研究をしていただきたいと思うわけです。

この新聞記事によると、高槻市では、市民の林業士を育成し、放置された里山や竹林を整備していると聞いておりますが、奈良県でも年に2～3回ボランティアの安全確保を目

的とした研修を実施していると、聞いておりますが、高槻市の制度と似て非なるところがあるかもしれないと思います。そういうことで、高槻市などを視察してもらって、奈良県でもこうした取り組みができないか、その点についてお尋ねをしたいと思います。

それから、最後にもう一つ、保護観察対象者の臨時雇用をして企業の正規雇用につなげていくという施策がこのたび出ました。この前の本会議場でも知事から、絶対成功させるという力強い意見をもらっているのですが、私もことし2月に、これにかかわったような質問をしました。それは何かというと、大阪でアスペルガー症候群の方が、身内を殺すという事件で、それが裁判員裁判にかかって、そしてそこで求刑は16年だったのですが、判決は裁判員の手によって20年になりました。出てきてもまた犯罪を起こすだろうから長いほうがいいというので、有期刑の一番長い20年に判決が出たということで、それを世間がそんなことを言うのはおかしいと騒いだものですから、2審では14年に減刑をされたという事件、ちょうどそれを話しているときに、奈良県自閉症協会から、奈良県にも実は同じような事件があると聞きました。アスペルガー症候群の方が10年の判決を受けて、そして控訴をなさったのですが、ほどなく控訴を取り下げて、今、服役されているのだらうと思うのです。こういう方があることを引用して、ソーシャルファーム、社会的事業所のようなものが奈良県にもできないかという質問をしたのですが、今回そういう措置が知事から示されて、これらの成功を願うわけですけれども、この対象者とか仕事の内容、あるいは民間企業への選択などはどのように進めようとしているのか、聞かせてほしいと思います。以上です。

○中産業・雇用振興部長 梶川委員からの、国家戦略特区についてのご質問でございます。全体の話としては地域振興部がこの国家戦略特区についてまとめております。詳細はまた地域振興部からお聞きいただきたいのですが、これに関連して産業・雇用振興部に関する経済特区として申請をさせていただいておりますのは、女性翻訳家育成人文系文献の情報発信プロジェクトです。内容的には、地域から日本の高度な人文系の文献、いわゆる知的資産を情報発信していこうということです。そのためにも高度な文献翻訳家を育成して、新たな文献を翻訳したものを全世界にそれを情報発信していこうという仕組みでこの特区申請をしているわけでございます。

内容的には、翻訳家として養成した人がビジネスとして翻訳家事業を行うまでに発展させていきたい。専門的な翻訳家が育成課程で培った文化的な知識をもとに文化のコンテンツへ発展させていきたい。それと全般としては、女性のワーク・ライフ・バランスを確保

していくというスタンスで国家戦略特区として奈良県から申請をさせていただいております。

全体としては、特区は奈良県から7つと、それから奈良県も加盟しております研究会から1件と、全体では8つが奈良県に係る国家戦略特区に関しての提案内容です。

詳細は先ほど申し上げましたように、地域振興部で確認をしていただければと思っています。以上でございます。

○中澤防災統括室長 2点ご質問がございましたが、1つは8月8日に緊急地震速報が発令されました際の防災行政無線等の作動の状況と、何か参考になったことはというご質問でございます。8月8日に発令されました緊急地震速報でございますが、県及び全ての市町村においてJ-A L E R T、これを受信機で受信をいたしました。この中で自動起動機、J-A L E R Tに情報が入った場合に、防災行政無線なり、住民向けの放送を自動的に行うことを整備している市町村が24ございまして、24市町村のうち9市町村で防災行政無線等による放送が自動起動されました。残りの15市町村と県では、放送の自動起動は行われませんでした。この理由でございますけれども、今回のJ-A L E R Tに届いた緊急地震速報でございますが、既に奈良県に地震波が到達していたという内容で、要するに震源が奈良県で、もう揺れていますという情報でございました。このために、放送を流しても既に意味がないということで流さなかった市町村と、到達時間にかかわらずとにかくJ-A L E R Tに入った情報を全て流すという市町村がございましたので、少し対応に差が生じたところでございます。機械等の故障とかトラブルではございませんでしたので、一定やむを得なかった点があるかと思いますが、この取り扱いの違いによって混乱が生じないように、今後統一的な取り扱いにつきまして、市町村とも検討してまいりたいと考えております。

それから、何か参考になったかということでございましたけれど、緊急地震速報につきましては、間もなく地震による強い揺れが襲いますという連絡でございます。したがって、周りの人々に声をかけていただきながら、身の安全を守ることが非常に重要になってまいります。例えば、家庭でございますと頭を保護する、机の下などに避難する、あるいは自動車を運転中、先ほどお話もございましたけれども、ハザードランプ等をつけて、周りにも注意をしながら速やかにスピードを落として停車するということが求められるところでございます。地震対策として、当然家具の固定ですとか建物の耐震化といった基本的な対策が必要でございますが、この緊急地震速報への対応につきましても、県で出

前トークですとか、我が家の震災対策というパンフレットもつくっておりますので、こういったツールを通じまして周知・啓発に努めてまいりたいと考えています。

それからもう1点でございます。避難所の確保につきまして、安全な避難所の確保かどうかというところでございますが、災害から人命を守る意味で安全な避難所の確保というのは重要だと県でも認識をしております。現在、市町村が指定されております避難所は、1,382カ所ございますけれども、耐震性が満たされていないものも43%、そのほかおっしゃっておられましたように浸水想定区域の中にあるものが11%、土砂災害警戒区域の中にあるものが25%ございます。安全性が十分に確保されていない避難所も相当含まれている現状となっております。現在、県で取り組みを進めております防災計画の見直しにおきましても、災害の種別ごとに遠方も含めて、各地区にとって適切な避難場所を選定して指定すること、あるいは民間施設等も含めて、避難所として指定すること、またできるだけ早目の避難を誘導すること、それから夜間等で安全に避難できない場合は、建物の高いところへ垂直避難することを中心に検討・整理を行っているところでございます。

なお、この避難の安全性につきましては、東日本大震災の津波ですとか、兵庫県佐用町の水害、こういった経験、佐用町の場合は地区内の避難所に避難しようとした結果、かえって被害が生じたという事例でございますけれども、この辺を踏まえまして、平成25年6月に災害対策基本法が改正されました。避難に当たって、まず人命を守るということで、例えば水害ですと高台にある広場・公園、こういったところを指定緊急避難場所として指定することで、緊急の際、まず命を守る避難場所を指定しなければならないという形で改正もなされております。年度内の県防災計画の見直しとあわせまして、速やかに県内の市町村において避難所の指定の全面的な見直しを行いますとともに、見直しを反映して今度は市町村の防災計画の改定を、県もかかわりまして取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○佐野森林整備課長 大阪府高槻市で実施しています市民林業士について、視察も兼ねて勉強したらどうかというご質問だったと思います。

県では、放置された里山林などをNPO団体やボランティア等により整備し、県民参加の体験学習の場として活用する目的で、地域で育む里山づくり事業を行っております。事業スキームといたしましては、整備すべき里山林と整備にかかわりたいNPOなどを市町村がマッチングし、整備にあたるものです。その経費につきましては、県から市町村を通して定額助成をしております。また、整備に当たるNPO等の人材育成を目的とした研修

も県で実施しておりまして、具体的内容としましては、チェーンソーや草刈り機等、機械・器具の安全な使い方をはじめ、事故に備えての救急救命、応急処置の方法などを座学で実施しております。

なお、昨年までの実績としましては、事業開始の平成18年度から続いておりまして、整備面積は51.5ヘクタール、整備に携わった人数は延べ1万5,000人を超えております。ちなみに今年度は13市町村17カ所で予定しております。

県民が林業や森林整備にかかわる仕組みは、地域性により多種多様であることもあり、異なる仕組みの手法を勉強することは大いに参考になると考えております。このように委員からご提案ございました高槻市における市民林業士の活動につきましても、視察も含めまして、今後検討していきたいと考えております。以上です。

○村上雇用労政課長 保護観察対象者の採用についてのご質問だったと思います。

更生を決意して、働く意欲のある若者に県が地方政府としまして、民間に率先して働く場を提供し、さらに次の就職へとつなぐことで、再び社会の一員として自立できるよう促すため県で臨時雇用をすることとしたものでございます。採用はどのように進めていくのかというお話だったと思います。

保護観察所から推薦を受けて、県でその方と直接面接をします。更生意欲がどれぐらいあるかが面接のポイントだと思っています。県で臨時雇用いたしまして、雇用した限りは県で責任を持って必ず次の職場へつなげると、社会復帰させると強い意思を持って取り組んでいきたいと思っています。以上です。

○梶川委員 ご答弁いただきました。

では一番関心のある、県がどんな意見を言われたのかというのも、部局がまたがっているようなので、そこでも質問したいと思います。要は安倍首相の唱える特区が働く者に非常に厳しい内容になっているから、知事にその辺をしっかりと意見を言ってほしい、奈良県はどんな意見をおっしゃったのだろうという思いで質問したのですが、今の答弁は、専門的で我々素人にはもう一つよくわからないので別個にまた聞きたいと思います。場合によっては次の質問のあった時点で知事に総括で聞きたいと思いますので、そのことも申し上げて、あとは一応了解しました。

保護観察の人の社会復帰の件ですが、いろいろなケースがあると思うのですけれども、今言った事案は、アスペルガー症候群の人もあるし、そこはよく研究してもらって、取り組んでいただくように要望して終わります。以上です。

○神田委員長 どうもありがとうございました。

あと質問をされる方が、4名残っていて、とてもこれからの時間ではできないので、ここで1時間休憩をとって、そのあと午前の部の残りを引き続きさせてもらいたいと思いますので、ここで休憩に入りたいと思います。

1時から再開いたしますのでよろしくお願いします。

12:06分 休憩

13:02分 再開

○神田委員長 では、引き続き、午前の審議を再開したいと思います。

○宮本委員 3点質問させていただきます。

1点目は、町の中からガソリンスタンドが次々と消えている問題についてお聞きします。去年、消防法が改正されたことで、ガソリンスタンド等に対して、設置年数40年以上の地下タンクの補強や交換が原則義務づけられた問題があります。それを受けて地下タンクの交換費用が捻出できない事業者などが廃業に追い込まれるということで、お聞きをしますとガソリンや軽油、灯油など複数のタンクを持っておられますので、交換に全部で2,000万円程度かかる、この負担に耐えられないということで、平群町でも今やセルフのガソリンスタンド1軒だけという状況になっていまして、ご高齢の方ですとか、農家の方が大変苦勞されています。

それで、お聞きしたいのですが、こういったガソリンスタンドの廃業は、これからも加速すると思われるわけですが、県として実態を把握されているのかお聞きしますと、残念ながら把握されていないということでした。そこでタンクの交換の実態については、消防救急課で把握されているということですので、その実態を明らかにしていただきたいと思えますのと、あわせて、地元からガソリンスタンドがなくなっていくことは県民生活にも大いに支障を来すわけで、当然できるだけ廃業せずに経営していける方向で支援をする必要があると思えます。そういう点で、廃業を迫られている経営者の相談にどう応じておられるのか、この辺を産業振興総合センターからお答えいただければと思います。

2点目は、仕事と子育てが両立できる環境を整備する上で、男性がきちんと育児休業を取得できることが大事だと言われておりますので、その点についてお聞きしたいと思います。特に県庁職員ですとか、あるいは学校の先生も含むわけですが、公務員が率先して育児休業を取得するということが、民間の育児休業取得を促す上で非常に大事だと言われております。本来、男性にも認められていることですが、取得率は大変低くて、政府は202

0年までに13%の育児休業取得を目指しているということですが、2012年度の男性の育児休業取得率は1.89%になり、前年度の2.63%から0.7ポイントも減少したということです。背景にブラック企業が広がっていることも社会問題化されていますが、企業の経営状況は厳しい、あるいは簡単に休みをとらせてもらえないという状況があるようでして、この1.89%の中身を見ましても、実に1カ月未満の取得が8割以上であると。そして厳密に言うと有給休暇で何とかしのいでいるということで、育児休業給付金の給付を受け取った男性がどれぐらいいるかを見れば正確な育児休業取得の数がわかるわけですが、これは実に全国で4,000人しかいない。ですから、1,000人のうち4人しかとっていない。0.4%だということがよくわかるのですが、そういった育児休業さえもとれていない実態があると思うのです。その点で、県庁職員の、現在の男性の育児休業の取得状況、有給休暇で何とかしているという場合もあると思うのですが、その点も把握されている実態を報告していただきたいと思います。

3点目は、諮第1号で、行政財産を使用する権利に関する処分に対する異議申し立てについて諮問されている案件についてです。これは、奈良労働会館、いわゆるエルトピアの使用許可を連合奈良のみに与えて、奈労連に与えていないということで、平成10年から毎年出ている問題です。これは平成12年に裁判になりまして、エルトピア裁判と呼ばれていますが、平成13年3月に判決が出ています。この判決の中身は、労働会館の目的外使用許可、要するに会議室ではなくて事務スペースの貸し出しについては平等になされるべきであると判決は述べています。さらに知事におかれては、連合奈良に対して許可を継続する一方で、原告である奈労連に許可しないという事態が繰り返されるならば、裁量の範囲を逸脱した違法なものと評価すべきという判決が出ています。これを受けて、県ではその後、一定の基準を設けられましたが、奈労連側の主張は、その基準がそもそも不公平だというものであります。それで平行線の状態が10年以上続いていると理解しています。結果的に見れば、ずっと奈労連が排除されているという事実になると思うのですが、これから先、両者が納得できる話し合い、歩み寄りが県の側の姿勢をかえることによって生まれると考えるわけですが、その点についてどう考えておられるかをお聞きしたいと思います。以上です。

○村戸消防救急課長 地下貯蔵タンクの交換の実態についてお答えします。

地下貯蔵タンクにつきましては、危険物の規制に関する規則等が改正されまして、平成25年1月31日までに内面の塗装や電気防食システムの整備、漏えい早期検知装置の設

置といった、流出事故防止対策を講じることとなっております。平成25年1月31日現在におきまして、県内の地下貯蔵タンクの中で、そういった流出事故防止対策を講じなければいけないタンクは374基ございまして、1月末時点で259基が措置済みであります。ちなみに残り115基の未処理につきましては、その後の指導を踏まえまして、平成25年3月31日現在が直近の数字ですが、まだ未処置のものが93基となっております。未処置のものにつきましては、その施設を所有しております施設者が改善計画書を提出していただくこととなります。93基の地下貯蔵タンクを69施設の方が所有しておりますが、それらのうち、改善計画書を受理したのものにつきましては29施設となっており、残りの40施設については、ただいま各消防本部を通じて指導中でございます。以上でございます。

○村上産業振興総合センター所長 県産業振興総合センターと公益財団法人であります地域産業振興センターが連携いたしまして、経営改善や個々の相談に応じて中小企業診断士などの専門家の相談・派遣業務を行っております。具体的には、中小企業庁の中小企業・小規模事業者ビジネス創造支援事業、いわゆる派遣事業でございますが、あと県単の専門家派遣事業とあわせまして、国が3回無料、県が5回、2分の1県負担という派遣業務を行っているところでございます。相談件数といたしましては、平成24年度で391件、平成25年度は既に176件の相談を承っておりますが、現在、ガソリンスタンドについては個別の相談はございません。そのような相談がありましたら、産業振興総合センターではいつでもやっておりますし、総合経営相談といたしまして週1回、それから金融相談としましてまた週1回と、延べ2回、大和高田市の県産業会館にも、中南和相談室ということで対応いたしているところでございます。以上でございます。

○中村人事課長 県庁男性職員の育児休暇の取得状況についてでございます。

県では職員の子どもたちの健やかな育成等を目指しまして、平成17年度から平成21年度まで、5年間の奈良県特定事業主行動計画を策定いたしました。それ以降、平成22年度からは目標、内容等を一部改定いたしました本行動計画の後期計画の中で、男性の育児休業の取得率30%、男性の育児参加のための休暇取得率100%を育児参加の施策目標としたところでございます。そこでこの目標の達成に向けまして、子育て応援ハンドブックによる周知・啓発を行うとともに、ワーク・ライフ・バランスの促進を図る観点からも、子どもが生まれた男性職員に、男性の育児参加のための休暇等の取得促進を行っておりますが、平成24年度の実績といたしましては、育児休業等の取得率は1.2%弱、育

児参加のための休暇取得率は24.7%にとどまっているのが現状でございます。

宮本委員お述べの育児のための休暇に、有給休暇を取得した状況といったことですが、それは不明でございますけれども、今後も引き続きまして、男性職員の育児休業の周知・啓発を徹底するとともに、育児休業取得対象となる男性職員に対して制度の説明、あるいはまたその事前の意向確認に努めまして、必要に応じて代替職員を確保するなど、休暇を取得しやすい環境を整備していきたいと考えております。以上でございます。

○村上雇用労政課長 奈良労働会館の目的外使用の不許可処分についてであります。

審査基準が偏っているのではないかとご指摘であります。この審査基準は、労働会館の目的外使用許可に係る審査要綱という要綱を設置しまして審査しているところでございます。審査基準といたしましては、事業活動の継続性、安定性、あるいは申請者の行う事業が労働者の文化の向上、福利の増進に適合しているか、あるいは労働者の福祉を目的とした団体かどうかなど、審査しているところでございます。

なお、これで判定が難しい場合は、構成員数、あるいは構成員の従事する産業がどれだけ多くの産業にわたっているか、あるいは地域組織の状況、それらを勘案しまして判定を行っております。構成員につきましては5倍ほどの開き、あるいは産業数でいいますと2倍ほどの開きがありまして、それらに基づきまして判定を行っているところでございます。処分の内容は妥当で、審査基準が偏っているとは考えていないところでございます。以上です。

○宮本委員 1点目のガソリンスタンドが消えていく問題についてですけれども、ガソリンスタンドから現在相談はないということでありました。ただ、次々と閉鎖をされているというのは紛れもない事実でありまして、積極的に存続をさせる努力をやっている事例が全国でもありますので、紹介したいのですが、例えば長野県の泰阜村という人口2,000人の村ですが、農協がやっていた唯一のガソリンスタンドがなくなりかけた。これを何とか残そうと、一般社団法人振興センターやすおかというものをつくって住民が参加をする、そして村と農協がタンクの維持費を1,050万円ずつ出すということで、2,100万円を工面して、土地については農協から無償譲渡を受けて、社団法人で経営するという方法で存続をさせている事例が報告されています。

また、広島県の安芸高田市で、6年前に閉鎖されたガソリンスタンドを住民組織、振興協議会をつくって、住民が1口1,000円を出資をすることでお金を集めて維持をしているそうですが、ここはこのガソリンスタンドがなくなると、15キロメートル離れた市街地までガソリンを入れに行かなければならない。そこでスーパーで買い物もして帰るこ

とになっているところに目をつけて、地元のガソリンスタンドにスーパーの機能を持たせれば、そこで給油もされるのではないかということで、スーパーを兼ねたガソリンスタンドとして、振興協議会が出資を募って生鮮食料品を扱うようにした。そして郵便局もそこに持ってきた。そして郵便局の職員も、ガソリンスタンドやスーパーの店員を兼ねることで経営を維持させているということでした。ですから、いろいろ知恵を出して存続させるための研究をぜひ産業振興総合センターでもやってほしいと要望したいと思います。

環境省の統計で見ましても、これから電気自動車が普及するとはいえ、ガソリン車の需要は今後10年後に3割減程度にとどまって、7割は残るというのです。そうすると100台車が走っていれば、7割から8割はガソリン車と想定したらいいと思うのですが、そういうことでいきますと、身近なガソリンスタンドを残しつつ、そこに電気自動車のチャージシステムなどもつけていくという、長期的な交通ビジョンですとか、エネルギービジョンなども含めたガソリンスタンドの維持対策が必要かと思しますので、この点も研究する必要があるのではないかと考えておりますので、ここで要望しておきたいと思えます。

次に、県庁の男性職員の育児休業取得ですが、国の目標が13%ですけれども、県としては第2期の特定事業主行動計画、要するに平成26年度までの計画、来年度までの計画で育児休業で30%、到達は1.2%ということですね。育児参加休暇が100%で到達は24.7%、これはなかなか厳しいと思えました。

そこで、再度お聞きしたいのですが、この男性の育児休業を積極的に奨励するための具体的な取り組みは、何かされていないのでしょうか。そこを再度お聞きしておきたいと思えます。

それから、3点目のエルトピアの使用許可を連合奈良のみに与えて奈労連に与えていない問題について答弁がありました。私が思いますのは、判決が述べているように、奈労連を排除しているということが、結果的にはそうなっているわけです。ずっと同じ議論が10年以上繰り返しているということから見ましても、県の側が姿勢を改めるということなしに、歩み寄りが無いのではないかと思うのです。これは、いろいろと述べられましたけれども、一番大きい団体に貸し出しているのだということですから、過去の経緯を見ますと、エルトピアになる前の労働会館のときから、いわゆる総評、そして同盟、こういったところには貸し出して、奈労連には貸し出さないという実態があったわけで、そういう過去からの経緯も含めると、これはきちんとまとめて総括をして、県としての姿勢をどこかで見直す必要があると思うものですが、その考え方について、産業・雇用振興部長

のほうで思っておられることがあればお聞きしておきたいと思います。

○中村人事課長 男性の育児休業が伸びない理由もたくさんあるかと思うのですがけれども、職務上の諸般の理由に加えまして、収入と個々の家庭の事情もあるかと思えますけれども、育児休業取得の対象となる男性職員から今後、意見も聞きながら研究していきたいと思えます。また、啓発活動も随時といいますか、積極的に進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○中産業・雇用振興部長 労働会館の使用については、先ほど宮本委員も引用された平成12年に裁判が提起されて、平成13年に判決が出て、判決の趣旨に従って審査要綱をつくって適正に対応をしてきているわけですので、基本的にはそれに従って運用していくのが県の立場でございます。

○宮本委員 育児休業については、これといった取り組みがなされていないことで、諸般のいろいろな職場の事情があるとはいえ、進んでいないと思うのです。トヨタ自動車がコマーシャルでも時々やってましたが、イマドキ家族調査をやって、子どもの誕生日に育児休暇をとっちゃう、これってありという質問をしたときに、ありと答えた人が66.8%で多数派だったのです。これを年齢別に見ると、20代、30代が8割ありと答えている。50代、60代は逆になしだと、子どもの誕生日に育児休暇をとるなんてもってのほかだという立場の人が7割を占めるわけです。ですから、そういう世代間のギャップというのは非常にあると思うのです。若い世代は育児休暇をとりたい、せめて有給休暇で子どもの誕生日ぐらいはどこかへ連れて行ってやりたいと思っても、上司がそれを許さないという構図がここに見えるわけで、そういうことからいいますと、やはり人事のところで積極的に子育て世代の職員を見つけ出して、きっちりと育児休暇をとれということを積極的に取り組むこと抜きに、子育て世代から意見を聞くということでは、なかなか進まないのではないかと思いましたので、感想として述べておきます。

それから、エルトピアの問題については、これ以上しても平行線だということがよくわかりましたので、またしかるべきときに主張したいと思えます。以上で終わります。

○山村委員 では、3点質問したいと思えます。簡単な質問なのでよろしくお願ひいたします。

まず1番目は、地方交付税の件につきましてお伺いします。政府は、6月14日に閣議決定いたしました経済財政運営と改革の基本方針、いわゆる骨太方針と言われるものですがけれども、そこにおきまして、地方財政についてはリーマンショック後の危機対応モード

から、平時モードへ切りかえを進める必要があると述べておりました。これは現在は、地方財政計画において、歳出特別枠ということで、1兆50億円、地方交付税の上乗せをしてもらっている状況になっているのですけれども、これをどんどん切り崩していくと、なくしていくことになるという話だと思えます。

もう1点は、地方交付税の算定において、頑張る地方を支援するための仕組みを取り入れるということで、それは、例えば行政改革の努力が進んでいるか、あるいは地方経済の活性化の成果はどうかとか、そういうものを地方交付税の算定の基準に盛り込んでいくこととなりますと、これは本来の地方交付税制度のあり方になじまないのではないかと、地方交付税は地方の固有財産でありますから、このような政府の恣意的な考え方を入れることは許されないことだと思っております。このことは、今後の奈良県の地方交付税についても大きく影響すると思えます。この点について、県としてどのように受けとめていらっしゃるのかお伺いしたいと思います。

それから、2番目は、いわゆるマイナンバー制度です。この法律が制定されました。共通番号法が提案をされまして、5月24日に賛成多数で成立したのですけれども、私たち日本共産党は、成り済ましやプライバシー侵害などの犯罪の温床になる恐れがあるということと、それから共通番号システムの初期投資だけでも3,000億円を超える巨大なプロジェクトにもかかわらず、具体的なメリット、あるいは費用対効果が示されていない。そして、税や社会保障の分野で徴税の強化であるとか、給付削減の手段になりかねない、この3つの理由から反対をいたしました。しかし、法が通りました以上は準備が進められていくこととなります。このことについて、本当に問題が多く危険であることを警鐘を鳴らしていかないといけないと考えております。

これは韓国で起こったことで、4月に報道されておりましたが、ある容疑者個人のパソコンから、氏名、パスワード、住民登録番号などの個人情報1億4,000件が発見された。それは経済や金融や教育など13のカテゴリーに分類されて、83のグループ分けをして、それぞれ目的によって利用されるという形で犯罪に利用されていたということです。韓国の人口が5,000万人ですから、この1億4,000という数は、1人の国民に対して3件の個人情報が流出していたという巨大な流出事件だと言わなくてはならないと思えます。このような問題が非常に起こりやすい危険があるし、さらに成り済ましということではありますと、アメリカでも同じようにこの個人番号制度があるのですけれども、2年間で1,000万件の被害があり、被害額は年間500億ドルと言われております。日本で

既に住民基本台帳カードが発行されておりますけれども、これも2008年から2012年度の5年間で100件を超える成り済まし、不正交付が起こっているという事実があるわけですから、非常にゆゆしき問題だと思っております。ですので、このことにつきまして、県の認識をお伺いしたいと思います。

それから、3番目は、県産材の利用促進の取り組みについて伺いたいと思います。この間、林業再生プランということで、国もさまざまな手だてをとってまいりましたし、公共建設物等における木材の利用促進に関する法律が施行されて、奈良県におきましても取り組みが進められております。せんだって私も高知県を視察させていただきましたけれども、高知県でもこの法律を利用して、大変積極的な目標を持って、県としての行動計画というのを進めておりました。奈良県でも奈良の木ブランド課を新設されまして、大変積極的に利用促進を強化していると聞いておりますけれども、どのような取り組みを進めていらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

それから、今、林業のおかれている状況の中で、いろいろな問題がありますけれども、この間大きく言われているのは、一つは、1960年代に木材が自由化したことで、外材輸入により自給率が大変少なくなり、外材が7割を占める状況になっているということと、もう一つは、木材の需要が減少していると、これはリーマンショックなどの影響もありますし、人口も減少するとか、住宅のストックもふえているということで、住宅着工新設数がだんだん減少している状況があると。もう一つは、国産材が非常に安くなっているということで、丸太で見ますと、杉の丸太価格は世界で最も安い部類に入るとい状況が言われております。これはいろいろな対策を考えていかないといけないと思っておりますけれども、さらなる県産材の利用促進を進めていく取り組みが重要になると思います。そのためには、奈良県としても新たな販路の開拓が重要だと思っておりますので、この点についても、いろいろと新規の取り組みという形で頑張らせていただいていると聞いていますが、その点をお伺いしたいと思います。

○西川財政課長 地方交付税の関係について答弁させていただきます。

山村委員には地方交付税についてご心配いただきましてどうもありがとうございます。委員ご指摘のとおり、6月14日に閣議決定されました経済財政運営と改革の基本方針、いわゆる骨太の方針と呼ばれるもの、またその後、8月8日に閣議了解されました、国の中期財政計画におきまして、地方財政については、経済再生にあわせて歳出特別枠等のリーマンショック後の危機対応モードから、平時モードへの切りかえを進める必要性がある

とされたところでございます。これにつきましては、委員が懸念されておりますように、歳出特別枠の見直しによる地方交付税の削減につながっていく恐れもあると思っております。

政府の経済政策によりまして、我が国経済は緩やかに持ち直しつつあるところでございますが、中小企業を多く抱える本県などにおきましては、依然として厳しい経済環境が続いていると思っております。このような中、地方が責任を持って地域経済の活性化、あるいは雇用の安定といったことに取り込もうとするためには、それらの取り組みに必要な財政事業を地方の実態を踏まえて的確に捕捉していただいた上で、地方財政計画の歳出に計上していただくべきではないかと考えております。これにつきましては、全国知事会からも国に対し同じ趣旨の提案要望がなされているところでございます。

総務省の平成26年度の地方交付税の概算要求におきましては、歳出特別枠ということで、地域経済基盤強化・雇用等対策費は平成25年度、1.5兆円でしたが、平成26年度の概算要求の段階では同額1.5兆円が計上されているところでございますが、今後、国の予算編成とともに行われます地財折衝におきまして、この歳出特別枠の取り扱いが大きな論点の一つになるのではないかと考えております。

県としましては、地方交付税の総額の充実、それから確保につきましては、かねてから国に提案要望しているところでございますが、来年度の予算編成に向けてより一層しっかりと要望していきたいと考えております。

それから、もう1点ご指摘がございました、地方交付税の算定における頑張る地方を支援するための仕組みということで、こちら中期財政計画にも記載されておりますが、総務大臣が提出しました、経済財政諮問会議に提出されております資料見ますと、算定において行政改革の努力、それから地方経済活性化の成果、この2つの視点から、例えば行政改革の努力であれば、歳出決算の削減額、あるいは人件費の削減額、それから地域経済活性化の成果であれば、製造品出荷額などを算定の指標に用いるといったことが書かれております。これにつきましては、地方交付税は地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む住民にも一定の行政サービスを提供できるように財源を保障するためのものであり、地方固有の財源となっております。

こうしたことから、先ほど申し上げましたような仕組みは、国が地方の行政改革努力や地域活性化の成果を査定して、地方交付税を配分することにつながるおそれがあるのではないかと考えておまして、これにつきましては、地方交付税の制度上、やはり委員ご指

摘のありましたように若干なじまない部分があると思っております。これにつきましても、地方交付税総額の充実、確保とあわせまして、国に対して意見を申し上げていきたいと考えております。以上でございます。

○中井行政経営課長 番号制度、いわゆるマイナンバー制度についてお答えさせていただきます。

番号制度は、社会保障や税制度の効率性、透明性を高めて、国民にとって利便性の高い公平公正な社会を実現するための社会インフラとして導入されるものでございます。委員からご指摘をいただきましたように、個人情報の漏えいや成り済まし等に関しまして、国民の懸念があることは県としましても十分に承知をしているところでございます。番号制度の導入に当たりましては、システム面と制度面の両面から個人情報の確実な保護措置が講じられることとなっております。

まず、システム面におきましては、国民の個人情報が1カ所で集中管理されることはなく、各行政機関が引き続き管理をし、必要最小限の個人情報をやりとりする方式が採用されております。この方式におきましては、部外者が他人の個人番号を入手いたしましても、その番号で情報が引き出せない仕組みになっているなど、複数の情報漏えい対策が講じられる予定でございます。

続きまして、制度面でございますが、システム上、情報が保護される仕組みとなっているかどうかを事前に評価する第三者評価の実施や、不正に個人情報にアクセスしたものに対する罰則の強化など、制度面におきましても厳重な保護対策が措置される予定でございます。

平成28年1月の個人番号の利用開始に向けて、今後制度の詳細設計が国において、行われていくこととなりますが、県としましてはこれらの動向を注視し、個人情報の保護措置がしっかりととられた制度となってるかを検証し、必要な対応を取ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○岡野奈良の木ブランド課長 県産材の利用の促進に向けた取り組みについて、お答え申し上げます。

山村委員ご指摘のように、国では公共建築物等における木材利用の促進に関する法律が、平成22年10月に施行されたところでございます。公共建築物における県産材の利用の推進につきましては、直接的な需要効果と民間建築物での利用促進効果が期待できる大変有効な取り組みであるという認識のもと、本県におきましても平成24年3月に奈良の木

利用推進方針を策定しております。この方針の中では、耐火建築物が求められない低層建築物における木造の推進、また多くの県民の方々が利用されるスペースについては、内装木質化を図っていこうといったところを基本の方針としておりまして、これまでに県庁舎の玄関ホールや中央こども家庭相談センターなどの内装の木質化などを進めてきております。本年度におきましても、新たに旧耳成高校の庁舎、また奈良公園管理事務所の事務所の建てかえ工事での実施を予定しているところです。加えまして、市町村にも、このような方針策定を促しておりまして、現在、29市町村において策定済みとなっております。

今年度は、具体的に5市町村で9施設の整備が行われるということで、これに対しましても、県として助成を行う予定にしております。

それから、販路開拓についてでございますけれども、委員ご指摘のように、県内の新築住宅の着工戸数、平成元年の数字を見ますと1万8,000戸程度ございましたものが、平成24年度は6,700戸となっております、ここ20年で約3分の1に減少している状況でございます。こういう状況を踏まえまして、県産材のさらなる利用に向けては、首都圏などの大きな市場における新たな販路開拓が大変重要な取り組みであると考えております。

特に、本県の木材は、木目が細かく艶があって色目が美しい吉野材に代表されるような高級材の産地でございますので、他にないこのような強みを最大限に生かせるようなターゲットを絞った売り込みが効果的であると考えております。

このような中、多少景気の動向の明るい兆し等の要因もございまして、首都圏における8月期のマンションの新築発売戸数を見ますと、前年度同月比で53.3%ということで、依然として活況が続いております。こういったマンションの中には、内装に特別の仕様を求める高級物件も伸びている状況でございまして、加えて、商業ビル等の新設も活況でございます。こういったところでは、内装仕上げ材として的高级木材の需要が大きく見込めるといったことがありますので、本県といたしましても、実はことし11月に首都圏の高級マンションや商業ビル等の建設業者、販売業者、また建築デザイナー等を対象に、知事トップセールスなどをおこなう奈良の木フェアを実施して売り込んでいこうと考えております。このフェアには、県内の木材製品取扱業者など、13の事業者及び団体が参加することとなっております、官民一体となって奈良県産材の販路拡大に取り組むというものです。

県といたしましては、今後もこのような販路拡大の取り組みを継続し、着実に成果を上

げてまいりたいと考えております。以上でございます。

○山村委員 お答えありがとうございました。

最初の地方交付税につきましては、財政課長が力強くおっしゃっていただきましたので、期待しておりますが、安倍政権は大変な暴走内閣でありまして、いろいろな面で心配がたくさんあるのですけれども、それを食いとめていくということでいいますと、やはり地方団体、地方から一致団結した共同の力が非常に大事だと思っておりますので、私たちも力を尽くしますけれども、全国と連帯して大いに頑張っていただきたいとお願いしておきたいと思っております。

それから、マイナンバー制度につきましては、県としても危険性を認識しているとおっしゃっていただいております。やはり実際に進めていく上で、問題や危険性が、国民に十分知られることが大事だと思いますし、犯罪があつてからでは遅いということと、マイナンバーの前に住民基本台帳制度というのができまして、そのときにプライバシーの侵害が避けられないということで、過剰に保護するという形で、間違つた方向に向いていく、厳罰化するということで、情報隠しになってしまうことも起こっている事態も過去には経験をしているということもありますので、これは非常に難しいところだと思うのですが、個人情報をしっかり保護できる効率的なシステムにつくっていかないと、今の状況は非常に危険だということの情報開示ですとか、意見表明ですとか、県としてできることをやっていただきたいとお願いしておきたいと思っております。

最後に、県産材のことにつきましては、詳しくお答えいただきまして、県としても大変努力していることがよくわかったと思っております。森林の育成は50年から100年仕事で、今売れたからいいというだけではなく、やはり切つた後に植えて再生していく循環型という形が進まない限り、森林と地球、あるいは林業を守れないと思っておりますので、価格の安定と需要の拡大と、その両方が本当にきちんと図られていくという形で林業家が発展できるように、さらなるご努力をお願いをしておきたいと思っております。以上です。

○神田委員長 要望ですね。

○山村委員 はい。

○宮木委員 私から1点お伺いします。産業雇用についてお伺いいたします。奈良県内の企業に採用された新入社員の離職についてです。就職が難しい中、高校、大学を卒業後、奈良県内の企業に採用され、その後3年以内に離職する従業員の割合が全国平均より奈良県は高いということです。近畿2府4県では、高校卒業が全国35.7%に対し、奈良県

は42.2%、また大学卒業にいたっては、全国平均が28.8%に対し、奈良は35.1%と、近畿2府4県の中では一番高い数字となっています。この離職に当たっては、ヘッドハンティングされたり、またステップアップによるものだったらいと思うのですが、なかなかそういう状況ではないと考えられます。これについてどのようにお考えか、また対策等をしておられたら、どのような対策をしておられるのかお伺いいたします。以上です。

○村上雇用労政課長 若者の3年以内の離職率が高いというお尋ねでございます。数字は宮木委員お述べのとおりでございます。就職をしても短期間で離職してしまう、そういう方が多い。これは若者の職業意識の醸成、あるいは就労のための基礎知識が不十分なところもあるかと考えております。

県といたしましては、例えば小・中学生を対象といたしまして、物づくりのすばらしさを伝え、技能者の仕事を実感していただくために、事業所見学を実施しております。あるいは高校生を対象にして、就職フォーラム、ジョブサマースクールを毎年開催しております。これは就職の先輩、就職している方、あるいは県内企業の人事担当者によりますパネルディスカッション、あるいは県内企業の展示ブース、コーナーをつくりまして、働くことの大切さや、あるいは社会の中で働くことの意味を考えるフォーラムを実施しているところでございます。

次に、大学生向けとしましては、就職活動開始前の大学3回生を対象にいたしまして、県内企業から話を聞くことができる業界の研究会、あるいは内定者と座談会をするという内容の事業を実施しております。企業合同説明会ですが、そんな中で今年度新たな事業として取り組んでいるところでございます。

○宮木委員 ありがとうございます。小・中学生においては、仕事に対する意識が、私達の幼いときに比べると少し劣っているのかと思います。祭事とかで親戚の大人達が集まったときには、大きくなったら何になるのとか、よく質問されたと思います。近所の大人達からも、中学生または高校になったときに大きくなったらどんな職業につくのかとよく質問されたと思うのですが、なかなか今、そういう言葉が地域で質問として出ていないような実感がありますので、私達も地域に生きる人間として、そういうことを少しでも声かけをしていかないといけないと、そして行政として、今お話していただいたようなことを進めていただいて、少しでも子どもたちがよりよい環境の中で仕事ができるようになればと思います。ありがとうございます。

○高柳副委員長 2点、よろしくお願いします。

1つは、9月20日に職員の懲戒処分が出されました。それは建設リサイクル法による、無届け解体事案の当事者ということで3名、訓告2名、注意処分が1名、管理監督者1名ということで、4名が処分されました。しかし、私は、これで終わりになったら大変だなと思いました。それはなぜかといいますと、これは百条委員会で問題になりました。その一つの事務の流れ、解体届を出すまでの流れの中で、委任状が添付されていないのにそれを受理して、そのことがまかり通っていたと。解体されるべき建物の持ち主の委任状がないのに、解体業者が書類を出し建物を壊すことができるという仕組みが大きな問題だということが百条委員会で出てきました。それは百条委員会の報告書の中では明記はしませんでしたけれども、十二分に共通認識できたものだと思っていました。副知事を筆頭とする調査委員会も県の中でつくられたのに、その調査報告の中でも述べられていませんでした。こういう問題は、建設リサイクル法だけではなしに、県が最も大事にするべき、県民の財産をしっかりと保全する仕組みを担保しなければならないのに、大きなところが抜けていたということです。そのことに関して、今後調査するのか、そのことに気づかなかった責任はどこにあるのかということを確認にしないといけないと思うのです。

現場からの意見をしっかりと聞かないといけないと、先ほど安井委員が言ったように、そういう問題点は現場の職員がよく知っていたのに、それを聞くシステムがなかったと思っています。そのことに関して、調査するつもりがあるのかどうか、委任状の仕組みのことの最終責任は誰なんだという質問です。

その次は、県営競輪場の問題です。これは代表質問からの引き続きの問題です。これは包括外部委託でということでの、従業員の解雇と思っていますし、この問題が6月、またはそれ以前の奈良県営競輪あり方検討委員会の報告も含めて、どういう形で解雇するのか。県が直雇いの責任を果たしていくのだということで、労働組合と県との交渉がうまくいっているのかどうか、この間話を聞いていまして非常に疑問に思いました。

というのは、当事者能力のない県営競輪場長がずっと結果が出せないという積み重ねの中で、7月10日に場長と組合が一つの確認書をつくっているのです。それはどういう話し合いの中から出てきたのかといいますと、3年ほど前に出ました奈良県営競輪経営検討委員会の報告書の中で、県営競輪場の経営改善ということで4点ほど書いております。その中で経費削減の問題、財務体質の改善に寄せられる経費削減の必要があると出されているのです。そういうことも含めて、奈良県営競輪あり方検討委員会の中でさらに詰められ

ているとは思いますが、人件費に関しても、さまざまな検討をして、削減していることと3年前に出ているのです。そういう具体的な経過をこの3年間、どのように労使間で積み重ねてきたのかとか、もう一つは、委託料の問題など、どのように変化してきたのか、使用料の問題もそうです。周辺対策費の問題、これも相当努力されていると聞いています。そういうことも含めて、労使の中で話になっているのです。なっているけれども、変わっていないのは、経費削減の中で従事員の賃金の問題に関しては、もうこのほぼ10年間さわっていないとも聞いています。さわっていないという中で一方的な解決のようなことは、やはり非常に無理がある。それが今回、平均170万円の従事員の賃金が、包括外部委託されれば86万円になるのです。ということは、今まで公営の競艇場にしても競馬場にしても、どこの分野でも賃金は安いけれども安定した職業をあっせんするという社会的な使命も含めて、そういう場としてあったのです。だから、平均170万円ということは、200万円を超えている人は家庭の中心になっているということもあるわけです。それが平均170万円が86万円という、交渉の域から出ないような交渉ばかりやっている。

その中で7月10日に労使間の確認書が出ているのです。それは本庁の人と県営競輪場の場長と、どういう話し合いをしてきたのかも含めて、この中では話し合いというのは大切なので、本庁に言って話が煮詰まる、包括外部委託に関しても一定の幅で見ながら、交渉するということがそういうことです。だから、議案を提出するのは、交渉が煮詰まった段階ですという、確認書をつくっているのです。こういうことも全く何の説明もなしに、議案を出してきているということは、少し整理したほうがいいのと違うかと、思っているので、その辺のところの見解を聞かせてください。

○浪越総務部長 今回の職員の処分にかかわってのご質問でございます。調査委員会が設けられまして、平成24年12月10日に報告書が出されました。我々もその職員の処分をするに当たりまして、この調査委員会の内容、それから百条委員会の中でいろんな議論がなされました。そのことも踏まえながら処分を検討してきたところでございます。やはり、そういった意味では、重大な事案であるということの意識、それから、そのことについてうまく上司との連携がとれなかった、その後放置をしてきた。そういった経緯の中で、総合的に考えますと、実務担当の職員は、やはりもう少し意識も高めて、問題意識を持っていればある程度早く処理ができたのではないか、防げたのではないかと考えております。こういったことも踏まえまして、今回の処分をさせていただいたところでございます。以

上でございます。

○大月地域産業課長 県営競輪場に関してお答えいたします。

何点かございましたが、まず労働組合との交渉がうまくいっているのか、交渉権限のない場長に交渉を任せているのではないかというご質問でございます。今回の包括外部委託に関しまして、その競輪場と従事員組合が正式には4月26日から交渉を開始しておりまして、これまで11回交渉を重ねております。もちろんその交渉の結果については、所管課である地域産業課にも報告はいただいております。その間、競輪場の経営状況を含めて、包括外部委託をせざるを得ない事情とか、提示した条件の根拠など、詳細な説明を重ねておりまして、合意達成に向けて努力してきていると考えているところです。

それで、交渉権限については、県営競輪場の従事員というのは本来、本場開催の都度、競輪場長と雇用契約を結んでおりまして、これまで賃金、ボーナス、その労働環境に関する従事員組合との交渉は県営競輪場長がこれを担っており、場長との交渉で決めてきた経緯もございまして、県営競輪場長には交渉権限はあり、現場に任せているという考え方でございます。

それと、生活できないような賃金になってきているのではないかというご質問もあったと思います。現在、包括外部委託先での雇用条件について、県営競輪場と従事員組合で交渉をしているところでして、まさに交渉過程にあるところで、具体的な金額は差し控えたと思いますけれども、今、提示している条件は、包括外部委託を現にしている他府県の競輪場と比べても賃金面では遜色のない金額を提示していると考えております。

一方、年収が少なくなるのは確かに事実でございます。それは、賃金と開催は勤務日数が少なくなることによって年収が下がる部分もございまして、勤務日数につきましては、現在車券販売窓口に必要な人員を計算すると、どうしても減らさざるを得ないことになってきておりますので、現在に比べて低い数字を提示しているということでございます。今、提示している勤務日数は、全従業員の平均の日数で、現在でも本場開催のみの勤務の方もおられるように、勤務日数はさまざまでございます。従事員の希望をしっかりと聞いて、日数は減る中でもできるだけ希望に沿った対応ができるよう、努めてまいりたいと考えているところです。従事員組合に対しては誠実に理解を求めて、その上で包括外部委託の契約につなげてまいりたいと考えているところです。

もう1点、確認書のことも出たと思います。これは、県営競輪場と従事員組合との交渉課程の中で、そういう確認、合意があってから予算措置を進めることにするという確認が

あったと聞いております。しかしながら、その後、7月にこの確認があつて、その後の8月10日の交渉において、今回の債務負担行為の補正予算案について、従事員組合は、県が議会に提案することまでとめるつもりはないと述べられたということも聞いておりまして、一方的に進めたものではないと認識しているところです。以上でございます。

○高柳副委員長 処分のことですが、一番聞きたかったことには答えてもらっていません。例えば、一つの手続の中で一番大事な委任状をとらないといけないのに、委任状をとっていないということがほかの部署でもあるのではないかと。そんなことがあるなら処分する前に、全庁で調査していますという答弁であつてしかるべきだと思ふのです。それも副知事が、調査委員会の報告の中で書いていないのです。百条委員会は副知事の調査委員会の後でつくって、それが問題になったのです。県庁の皆さん方が全然気づいていないことが百条委員会の中で出てきたわけです。委任状の件が大きな問題だと、人の財産を本人の知らないところで解体することもできることがわかつたわけです。そういう仕組みを温存していた県の責任を誰がとるのか、そういう質問です。処分された人は気の毒だと思いますけれども、それはそれで耐えてもらって頑張ってもらわないといけないとは思いますが、委任状を誰もチェックできなかった体制をどうするのかと質問したのです。もう一度答えてください。

もう一つは、8月10日の交渉においてという話、一つは文書確認を労使でしたことは、あとは口頭でそれはもういいという話にはならないのです。それはきちんとした場所で、この問題に関してはオーケーという儀式を経て、次の段階に入るものだと思いますし、今の答弁はいかがなものかと思ふます。そういうのが、交渉の中であつたという話は、前の言葉とか後ろの言葉がいろいろな形で、修飾語がいっぱい入つてその言葉になっていると思ふますので。それはどういうことかといえば、170万円が86万円になる、500万円から600万円の人が300万円になるという話は、それはまだ生活できます。それも大きな問題です。だけれども、200万円にも満たなくて、そこで生計を立てている人が平均86万円になるときに、その細部にわたって、労使交渉をやっている節がない。それで交渉ができていのかどうかを、今までの経過を含めて、誠意を持って交渉するのだともう一度、言っていたきたいと思ふます。県の直雇いは解雇したらこれで終わりです。あとの追跡調査は、それこそ物すごく歯がゆい思いで、どうなっているのか聞いても、いやもう包括外部委託で雇ってもらっていますからという話になるのです。だから、今のしまいをどうするのが非常に重要だと思ふので、議会でこの議案が通つた後、もうな

くなるのだから、早く条件を決めようとかいう駆け引きをやっているのではなしに、県は直雇いをやめるといふ、その責任をどういう形で果たすのかということでは、はっきりとした交渉をやってほしいということで、もう一度、その辺の答弁ください。

○浪越総務部長 先ほど申し上げたとおり、調査委員会の報告書、それから百条委員会での議論、そういった中で、今言われたように受理をしたその時点での問題も含めて今回処分させていただきました。高柳副委員長ご指摘のとおり、その事務処理に当たって担当者だけではなく、やはり複数の人間がチェックしていく必要があると思っています。これについては、この事務だけではございません。そういったほかのところの事務でも、複数のチェックをかけられるような体制をとっていきたいと思っております。以上でございます。

○大月地域産業課長 まず、交渉過程での確認書の件でございますが、その後7月10日に確認書が交わされたと聞いています。8月10日にも県が予算を出すことを止めるつもりはないと従事員組合側からそういう発言があったと聞いております。

その後も数回交渉を重ねてきておきまして、当然雇用条件について合意はありませんでしたけれども、従事員組合側からは予算提出について何も言及はされなかったということで、予算提出を進めてきたと認識しております。

それともう1点、今後誠意をもって交渉にあたるということですが、経営合理化のために……。

(「入ってないよ」と呼ぶ者あり)

経営合理化のために、今、従事員にやっていたいる車券発売業務を委託業務に含めることはどうしても必要であることから、こう厳しい選択の結果、従事員の方々を県の直接雇用は継続することができなくなったということでございます。しかし、雇用の継続を希望される方は、全員来年度から委託先で雇用がなされるよう、そのことを条件として包括委託の業者の選定を行うこととしたいと考えておきまして、雇用条件の面については従事員組合に対して、これからも誠意を持って引き続き理解を求めていきたいと考えております。

○高柳副委員長 処分の件ですけれども、そういうことがあるとは言われなし、調査するとも言いにくいのかと、聞きながら感じていましたけれども、そういうときはすぐに対応をきちんとしてもらえると理解しました。

次に、県営競輪場の件ですけれども、3年前に奈良県営競輪経営検討委員会が報告書を出して具体的にどんな努力をしてきたのかとか、そういうことの積み重ねの中で、結果的

には今回の案を見たら、代表質問でも言ったように、従事員と県の職員を3人かえることと、それで清掃の関係のところと、もう一つ何かあったと思いますが、それでその分浮いているのです。委託料とか使用料とか地域への迷惑料とか、いろいろなことも含めて、総合的にいろいろな努力をしてきたのかがまだ見えていないのです。それは交渉過程の中でもっと説明しなくてはいけないと思いますし、もう一つは雇用の継続をお願いするというけれども、基本的には170万円の平均収入が86万円になるなんて、継続とは言わないです、基本的に。もっと丁寧に一人一人に向かい合った交渉をぜひともやっていただきたいと思います。

もう一つは、8月10日のことを言っていますけれど、県営競輪場長がそう言っている、その根拠も含めて示めさずに言っているだけの話です。確認書は確認書としてあるのです。場長の言っている話は口です。口でいう話であれば、今までみたいな反対運動をしていたら県営競輪場はもう潰れますよとか、もうこれだったら包括外部委託も来手がなくなりますよとか、そういうささやきを従事員にしているという話も聞きます。そういうことはやってはいけないことだから、それをきちんと調査して、交渉に臨んでいただきたいと思っています。以上です。

○神田委員長 ほかにありませんか。

ほかに質疑がないようですので、これをもって、歳入、総務部、産業・雇用振興部、農林部の審査を終わります。午前に引き続いて、ご苦労さまでした。

では、10分ほど休憩させていただきます。2時20分から始めます。

14:10分 休憩

14:22分 再開